

官報

号外
平成十二年二月十五日

○第四百十六回 参議院會議録追録

無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十一月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問主意書

先般、「無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書」を提出したところ、平成十一年五月二十五日付け答弁書（内閣参質一四五第一五号）をもって回答を得た。

右答弁書によると、執行開始後二五年を超えるものが合計六七名に達する。

出所者（仮出獄者を含む）の平均受刑在所期間が二一年六月（二五八月）と報告されているが、なぜこれらの無期刑囚が仮出獄の対象とされずにいるのか疑問である。

また、これらの者達とその親族、身柄引受人らとの面会や親書の交換がなされているか、すなわち外部交通の実状についても伺いたい。

右観点から、以下の点を質問する。

刑の執行開始後二五年を超えた六七名のうち、
1 これまで一度も地方更生保護委員会に仮出

平成十二年二月十五日 参議院會議録追録 質問主意書及び答弁書

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問に対する答弁書

獄の申請がなされたことのない者の人数及び申請がなされない主な理由を、施設ごと、経過刑期間ごとにそれぞれ明らかにされた。

2 申請がなされたことのある者について、年度ごとの申請件数及び申請が棄却された主な理由を、施設ごと、経過刑期間ごとにそれぞれ明らかにされた。

3 本年四月一日現在の年齢別の人数を明らかにされた。

4 身柄引受人のいる無期刑囚の数を明らかにされた。

5 最近一〇年間のうちに面会に訪れた者の数を、続柄（親族、身柄引受人、弁護士など）ごとに明らかにされた。

6 最近五年間の親書の発受の回数を、交通の相手方の続柄ごとに明らかにされた。

右質問する。

平成十一年十二月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問に対する答弁書

1 について

平成十一年十一月三十日における御質問の人数は、別表一のとおりである。これらの者について仮出獄の申請がなされていない理由は、同表の備考欄に記載した事例を除き、いずれも、各監獄の長が、各受刑者につき、処遇関係、身上関係、犯罪関係及び保護関係を総合的に判断して審査した結果、仮釈放及び保護観察等に関する規則（昭和四十九年法務省令第二十四号。以下「規則」という。）第三十二条に規定する仮出獄許可の基準に該当する者であると認めなかったことによるものである。

なお、施設ごと及び経過刑期間ごとに仮出獄の申請がなされていない具体的な理由を明らかにすることは、個々の受刑者本人及びその親族等の関係者に対し、その名誉を傷つけるなどの不利益を与えるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

2 について

平成十一年十一月三十日までの間における御質問の件数は、別表二のとおりである。同表の備考欄に記載した事例を除き、各地方更生保護委員会が、仮出獄の申請を棄却しているが、その理由は、いずれも、各受刑者につき、悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれ及び社会の感情を総合的に判断した結果、仮出獄を許すことが相当であると認めなかったことによるものである。

なお、施設ごと及び経過刑期間ごとに仮出獄の申請が棄却された具体的な理由を明らかに

することは、個々の受刑者本人及びその親族等の関係者に対し、その名誉を傷つけるなどの不利益を与えるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

3 について

御質問の人数は、別表三のとおりである。

4 について

懲役刑の受刑者等については、規則第八条第一項及び第九条第一項の規定により、監獄の長等が、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、引受人の状況、その変動等を通知しなければならぬこととされているところ、御質問に係る無期刑受刑者のうち、平成十一年十一月三十日現在、これに基づき引受人が通知されている者の人数は六十六人であり、そのうち、規則第十条及び第十一条の規定による保護観察所の長の調査の結果、実際に受け入れることができると思われる引受人がいる者の人数は十七人である。

5 について

平成二年一月一日から平成十一年十一月三十日までの間における御質問の者の延べ人数は、親族が三百六十六人、引受人（親族を除く）が四十三人、弁護士等が二十九人である。

6 について

平成七年一月一日から平成十一年十一月三十日までの間における御質問の回数は、発信については、親族との間が八百十九回、引受人（親族を除く）との間が百七十七回、弁護士等との間が六百四十四回であり、受信については、親族との間が三百八十七回、引受人（親族を除く）との間が九十一回、弁護士等との間が四百三十三回である。

平成十二年二月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

別表一

施設名	経過期間	人数	備	考
千葉刑務所	三〇年以上三五年未満	三	一人については、執行すべき二つの刑があり、そのうち一つの刑の仮出獄当日が到来していない。	
	三五年以上四〇年未満	一		
	二五年以上三〇年未満	一		
大阪刑務所	三〇年以上三五年未満	二		
	三五年以上四〇年未満	一		
岡崎医療刑務所	二五年以上三〇年未満	一		
岐阜刑務所	二五年以上三〇年未満	一		
広島刑務所	四〇年以上四五年未満	一		
岡山刑務所	二五年以上三〇年未満	一		
	二五年以上三〇年未満	二		
	三〇年以上三五年未満	三		
城野医療刑務所	三五年以上四〇年未満	二		
	四〇年以上四五年未満	四		
	四五年以上	二		
熊本刑務所	二五年以上三〇年未満	二		
	三〇年以上三五年未満	一		
宮城刑務所	二五年以上三〇年未満	四		
	三〇年以上三五年未満	一		
旭川刑務所	二五年以上三〇年未満	一		
	三五年以上四〇年未満	二		
	二五年以上三〇年未満	二		
徳島刑務所	三〇年以上三五年未満	一		
	四五年以上	一		
合 計		四三		

(注) 本表における経過期間は、平成十一年四月一日現在におけるものである。

別表一

施設名	経過期間	年 度	件数	備	考
八王子医療刑務所	四〇年以上四五年未満	昭和五五年度	一		
千葉刑務所	二五年以上三〇年未満	昭和六二年度	一	申請取下げにより終結	
	三〇年以上三五年未満	平成六六年度	一	申請取下げにより終結	
	三五年以上四〇年未満	平成一〇年度	一	審 理 中	
大阪刑務所	二五年以上三〇年未満	昭和六三年度	一		
	三〇年以上三五年未満	平成八年度	一		
	四〇年以上四五年未満	昭和五三年度	一		
		昭和五五年度	一		
		昭和五七年度	一		
		昭和五九年度	一		
		平成八年度	一		
		平成九年度	一		
岐阜刑務所	二五年以上三〇年未満	昭和六二年度	一	申請取下げにより終結	
	三五年以上四〇年未満	昭和六三年度	一		
		平成三年度	一		
		平成八年度	一		
岡山刑務所	三五年以上四〇年未満	平成一一年度	一	申請取下げにより終結	
城野医療刑務所	四五年以上	昭和三三年度	二	一件は申請取下げにより終結	
		昭和三四年度	一		
		昭和三八年度	一		
		昭和四一年度	一	申請取下げにより終結	
		昭和六一年度	二		
		平成元年度	一		
		昭和六二年度	一		
		平成二年度	一		

[illegible]

(注) 本表における経過期間は、平成十一年四月一日現在におけるものである。

別表三

川辺川ダム建設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月二十六日

中村
敦夫

参議院議長 斎藤 十郎殿

川辺川ダム建設に関する質問主意書

熊本県において事業進行中の川辺川ダム建設計画について、今までに二度の質問を行った。それらの際の政府による積極的な答弁の努力はもうろっん評価するものであるが、依然として不明である点も多いため、改めて質問する。

なお、質問一「九折瀬洞窟につ

なお、質問「九折瀨洞窟については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第二条第三項の、国民は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない」という規定にのっとり、「絶滅のおそれのある九折瀨洞窟の固有種を守る」という国民の責務を果たすべく質問する。また、先般、茨城県東海村で発生した臨界事故は、政府や事業者の「想定外」であっても大規模な事故や災害が現実には起きることを示した。最低限、専門家や住民から指摘される「想定外」でない点に関しては、災害防止の点からも政府は誠実に対応するべきである。質問「二川辺川ダムの洪水調節機能について」、質問「三頭地代替地の安全性について」、質問「四ダムサイトの安全性について」は、こうした観点に立ち、川辺川ダム建設を原因とする災害が起きることがないのである。五木村と下流域の住民の生命と財産を守るべく質問する。質問五、砂防計画及び堆砂計画については、川辺川ダム建設計画と周辺に予定されている砂防ダム群との関係を問うものである。質問六「川辺川ダム建設計画に対する世論について」は、川辺川ダム建設計画に対する世論の素朴な疑問に関しては、川辺川ダム建設計画と周辺に予定されている砂防ダム群との関係を問うものである。質問七「川辺川ダム建設計画に対する世論の素朴な疑問」は、川辺川ダム建設計画に対する世論の素朴な疑問に関しては、川辺川ダム建設計画と周辺に予定されている砂防ダム群との関係を問うものである。質問八「川辺川ダム建設計画に対する世論の素朴な疑問」は、川辺川ダム建設計画に対する世論の素朴な疑問に関しては、川辺川ダム建設計画と周辺に予定されている砂防ダム群との関係を問うものである。

に赴き、新聞などでもしばしば大きな扱いで報道されている。政府においては、このように本計画が国民の強く関心を抱く事業であることに留意され、誠実で前向きな答弁を求めるものである。

以上の観点から、次の事項について質問する。

なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに

平易な文章で答弁していただきたい。

一 九折瀬洞窟について

1 川辺川ダム建設計画による水没予定地(熊本県球磨郡五木村)には、熊本県で二番目、日本でも四十九番目に長い九折瀬洞窟がある。その洞口は川辺川左岸に開口しているが、川辺川ダム満水時には洞口及び洞窟の中層までが水没する計画になっている。

この洞窟には、世界中でもここだけに生息する絶滅危惧種のツツラセメクラチビゴミムシや、最近新種として発表されたイツキメナシナミハグモなど、同洞窟固有の生物が存在している。また、ここは熊本でも有数のコウモリの生息場所となっており、これらの生物はコウモリの糞(フアノ)に依存しているものが多い。

洞口水没により、コウモリの洞窟利用が出来なくなる可能性があることや洞窟中層まで水没することによってグアナゴが洗い流されることは容易に予想される。その場合、これらの希少生物の生息環境に悪影響がでるのは避けられないと思われる。日本自然保護協会の吉田正人保護部長も、「洞内の特異な生態系は天然記念物なみの価値があるが、洞口が閉ざされればコウモリや他の生物に影響が出かねない」と指摘している(熊本日日新聞・一九九九年十一月二十一日付け)。

政府は同洞窟についてどのような認識を持っているのか、こうした専門家からの指摘を踏まえた上で、明らかにされたい。

務所は、「洞内生物はアセスに準じた調査を

続けており、保全策も学識経験者の意見を踏まえ検討中」とコメントしている。

建設省は川辺川ダムについて本年度着工を目標とすると説明しているが、九折瀬洞窟の具体的保全策が着工前に実施されるのかどうかは、依然として不明である。

同洞窟の保全策はいつ実施されるのか、時期を明らかにしたい。また、本体着工目前に及んでも同洞窟の具体的保全策や実施時期が明らかになっていない理由も併せて示されたい。

3 同洞窟の固有種にとって効果的な環境の保全が行われない場合、それらの絶滅を危惧せざるを得ない。

専門家が「天然記念物なみの価値がある」と指摘する同洞窟の保全に関して、環境庁長官の意見を示されたい。また、種の保存法第三十五条のつとめ、環境庁長官は必要な助言又は指導を建設大臣に対して行ったのか、併せて示されたい。

4 前述の報道によると、同洞窟について、吉田部長は、「洞内の生態系には不明な点が多い。事業者による調査だけでなく、住民が参加できる環境アセスで事業の透明性を高める必要がある」と指摘している。一方で、建設省は、環境影響評価について「必要な調査と保全策の検討を進めており、法的に必要な」と述べている。

しかし、生物の多様性に関する条約第十四条第一項は、締約国が、可能な限りかつ適当な場合には、次のことを行うとして、以下のとおり定めている。「(a)生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること」と

同洞窟に対する吉田氏の指摘を本条約に照らすならば、「適当な場合」には「公衆の参加」による手続が本条約によって求められていると考えられる。だが、建設省は、「当該手続への公衆の参加」つまり環境影響評価の実施を必要としないとの見解を表明している。

同洞窟の保全について、なぜ、政府は「当該手続への公衆の参加」が「適当でない」と考えるのか、本条約を踏まえた上で、理由を明らかにされたい。

二 川辺川ダムの洪水調節機能について

1 政府は、「川辺川ダム建設に関する質問主意書」に対する答弁書（一九九九年二月二十六日付け）において、「仮に川辺川ダムにその計画規模を超える洪水が流入し、同ダムの安全上非常用洪水吐きゲートを操作するとした場合においても、同ダムへの流入量を超える放流が行われることはなく」と答弁している。

この答弁は、東海村臨界事故のような想定外の人為的ミスによっても、洪水吐きゲートの開度などの技術的な制約によって「流入量を超える放流が行われる可能性がない」という意味なのか、それとも想定外の人為的ミスによつては「流入量を超える放流が行われる」余地があるという意味なのか、明らかにされたい。

2 建設省公表の資料によると、市房ダムでは一九六五年七月洪水において、最大流入量は八六二立方メートル毎秒であり、最大放流量は五二二立方メートル毎秒、最大貯水位は二八〇メートルとなっている。

市房ダムにおいて、最大貯水位二八〇メートルのときに二門のゲート開度を六メートル以上にするれば放流量は最大流入量を超えることがあるのではないか。

3 川辺川ダムにおいても、洪水吐きゲートの開度によつては、最大流入量を超える放流を行うことが技術的に可能ではないか。

4 ダムへの流入量は、貯水位の変動と放流量との関係で表され、リアルタイムで分かるものではなく、流入量の把握には十分程度の遅れが生じると聞くが事実か。

5 流入量の把握に遅れが生じるならば、リアルタイムにおいては流入量を予測に頼らざるをえず、結果として、予測値と後で分かる実測値が食い違ふ可能性があるのではないか。もし流入量の把握に遅れが生じないとするれば、その根拠を具体的に示されたい。

6 川辺川ダムは、洪水調節方式として、「不定率調節方式」いわゆる鍋底調節方式を採用している。この調節方式は「建設省河川砂防技術基準（案）同解説 計画編」によると、「不定率調節方式」については、効率はいやが、洪水波形の推定が必要であり、現状での採用はほとんどない」と記されている。また「多目的ダムの建設 調査編」によると、「（鍋底調節）は一見調節効果が大きく見えるが、実際の操作に当り困難な点が多いので、原則として採用しないのがよい」とされている。

川辺川ダムにおいて、建設省ですら「原則として採用しないのがよい」としている鍋底調節方式を採用している理由はなぜか。川辺川ダムにおいて技術基準上の問題点をクリアしていると考ええる具体的な根拠を併せて明らかにされたい。

三 頭地代替地の安全性について
1 川辺川工事事務所発行の「川辺川ダム事業について（一九九八年七月）」によると、水没地の五木村頭地地区の代替地に関しては、各種の地質調査や試験・解析により充分な安定性が確認されており、かつ造成に際してはダムによる渇水、降雨、地震などに対し充分な安全性を確保すると記されている。だが、松本幡郎元熊本大学教授など現地を調査した地質学者などからは、代替地の地質的な危険性が指摘されている。

政府は、本代替地に関して、絶対に安全であると断言できるのか。具体的に科学的な根拠を併せて明らかにされたい。

2 造成現場では、固結度の極めて低い火山灰層や崖堆積物が分布していることが観察されている。これらはいずれも透水性に富み、非常に軟らかく流れやすい。現に現地の造成地内では、湧水による水の浸食作用により一〜二メートルもの深さの雨裂も観察されている。また、基盤となる秩父帯石灰岩体の露頭状況から判断すると、造成地域では岩盤面が谷方向へ傾いていることが想定される。そして火砕流堆積物の最下部は熔結度が低い火山灰層が介在するのが一般的である。

代替地内で、浸透水が作用してのパイピングなどによる地盤沈下や斜面崩壊の危険性があるのではないか。また、ダムへの貯水による地下水位の変化により、阿蘇熔結凝灰岩層下部での地滑りなどの発生可能性が考えられるのではないかと、政府の見解を示されたい。

3 代替地については、充分な安全性が確保されなければならないのは当然である。だが、想定外の事態によつて地盤沈下や斜面崩壊、地滑りなど懸念されるような災害が発生し、生命や財産などに被害があった場合、代替地を提供した政府に責任が生ずるのか。生ずる場合は、その補償についての対応を併せて明らかにされたい。

四 ダムサイトの安全性について

1 川辺川ダムを建設する際、一〇〇メートルを超えるアーチダムの翼端荷重を支える尾根の岩盤は、地質的に十分な強度を備えている必要があるのではないか。

2 川辺川ダムサイトの真横の右岸側には、四浦トンネル（一九七九年開通）が貫通している。このトンネルの全長（四三三・五メートル）にわたり、おびただしいクラックと漏水が発生しているが、最初にこの状況を認識し

たのはいつか。現在の補修状況と併せて明らかにされたい。

3 政府は、ダムサイト右岸高所の地滑り地区（岳野地区）とダムサイトとの間に変位計や歪計、傾斜計など、地質測定機器を設置しているか。設置している場合は、測定機器の種類や数、設置場所などの概要を示されたい。

4 ダムサイト真横の本トンネルにおいて、このようにおびただしいクラックと漏水が発生していることから、一〇メートルを超えるアーチダムの翼端荷重を支えることが地質的に可能なのか、疑問を感じざるを得ない。ダムサイト付近の岩盤状態に関しては、地質学の専門家からも、その安全性に疑問が投げかけられている。

政府はダムサイト付近の地質に関して、アーチダムの翼端荷重を支えるに際して絶対安全であると断言できるのか。具体的で科学的な根拠と併せて明らかにされたい。

五

1 「建設省河川砂防技術基準（案）同解説 計画編」によると、砂防計画の基本となる土砂量として「計画生産土砂量」・「計画流出土砂量」・「計画許容流砂量」・「計画超過土砂量」を決定することとしている。そのうち「計画生産土砂量」及び「計画流出土砂量」は現地調査などにより求められることとなっている。

また、「計画超過土砂量」は「計画流出土砂量」から「計画許容土砂量」を差し引いた値であり、砂防施設などにより調整する量である。「計画許容流砂量」は下流に対して無害であり、かつ下流河道及び海岸の安定のために流送すべき土砂量である。

「計画許容流砂量」の設定は、「計画超過土砂量」の設定に直接影響し、砂防施設の規模を決定する際の大きな要素になると考えられる。一般に、「計画許容流砂量」の設定は、どのような考え方に基つき、どのように決定しているのか、計算方式など具体的に明らかにされたい。

2 多目的ダムでは、およそ一〇年間に上流から流入するであろう土砂量を見積もり、計画堆砂量としている。この計画堆砂量の設定において、上流域で砂防計画が立てられている場合、前述の建設省解説によると、「原則として、貯水池の計画堆砂量を考慮して計画年平均許容流砂量を定める」とあるが、どのように考慮されているのか、具体的に明らかにされたい。

3 「川辺川における直轄砂防事業計画について」（建設省河川局砂防部砂防課）によれば、熊本県相良村（平川橋付近）の基準点での百年確率での許容土砂量は一二六万立方メートルとなっている。この計算の根拠を具体的に明らかにされたい。

4 「川辺川ダム事業について」（建設省九州地方建設局川辺川工事事務所・一九九七年九月）によると、川辺川ダムの堆砂容量は、田中治雄、石外宏氏による貯水池堆砂量の推定式を用い、他ダムでの堆砂実績や砂防ダムによる効果を考慮して、ダム上流域からの年平均一平方キロメートル当たりの流出土砂量を六〇〇立方メートルとしている。

この堆砂量が妥当である根拠として、図3-6-1「川辺川ダム周辺のダム堆砂状況」に、川辺川ダムの比堆砂量と四万十帯及びその近傍の領家帯、秩父帯に属する九州の治水目的を含むダムの比堆砂量を比較したグラフがあげられている。だが、このグラフでは、比較の対象となっているダム名が明らかにされていない。

比較の対象となっているダム名を明らかにされた。

5 川辺川ダム上流域からの年平均一平方キロメートル当たりの流出土砂量六〇〇立方メートルは、川辺川砂防計画における許容土砂量

一二六万立方メートル（相良村平川橋付近基準点）をどのように考慮して設定されたのか、明らかにされたい。

六

1 朝日新聞社説（一九九九年八月十二日付け）は、「ごり押しは許されない」と題し、川辺川ダム建設計画に対して「長良川河口堰の強引な建設が世論の反発を招いて以来、建設省の河川行政には従来ほどのごり押しはみられなくなった。各地のダム計画を見直ししたり、コンクリート三面張りだった河川改修に自然に近い工法を採り入れたりしている。吉野川の可動堰建設でも、推進の方針は堅持しつつ、住民との対話を模索している。その建設省が川辺川ダムについては、既定路線を一切変えようとしていない」と厳しく批判している。

同社説が批判するように、なぜ、建設省は川辺川ダムについて「既定路線」、つまり「ごり押し」を「一切変えよう」としないのか。その理由を示されたい。

2 同社説は、続けて「ダムは本当に洪水防止に役立つのか、農業用水は必要なのか。全国有数の清流を殺すことにならないのか。根本的な疑問はまったく解消されていない」と指摘している。

政府の取組にも関わらず、同社説が指摘するように、「根本的な疑問」が世論の中で解消されていないことをどのように考えるのか。今後、「根本的な疑問」を解消するために予定している施策と併せて明らかにされたい。

3 建設省川辺川工事事務所は、一般、流域において川辺川ダム建設に理解を求めるチラシの全戸配布を行った。

一九九七年度、一九九八年度、一九九九年の川辺川ダム建設計画における建設省と農林水産省のこうした広報活動の総額を、各年度ごとにそれぞれ明らかにされたい。

4 同社説は、川辺川ダム建設計画と川辺川土地改良事業について、「必要性に疑問符がつき、同意書の件にみられるように手続きにも問題があるのに、問答無用で押し切る態度は許されない。建設省と農水省は踏みとどまらべきだ」と結論づけた。

政府は、このような厳しい批判が世論に存在することをどのように受けとめているのか。また、川辺川ダム建設計画と川辺川土地改良事業にこのような批判をどのように反映させているのか示されたい。

5 朝日新聞社説（一九九九年七月二十六日付け）は、公式には川辺川ダム建設計画に対し推進の立場をとる周辺自治体の実態として、「ダムが必要かどうかの論議より、反対すれば、国のほかの補助事業に影響が出ると思っただけの元首長の言葉を紹介している。

川辺川ダム建設計画に周辺自治体が反対の姿勢をとった場合、「国のほかの補助事業に影響が出る」とありえるのか。影響が出るならば、その根拠法令と併せて示されたい。また、影響がありえないならば、なぜ、この元首長は、「反対すれば、国のほかの補助事業に影響が出ると思っただけ」と当該自治体における重大な政策決定において決定的な事実誤認をしたのか、担当政府職員の言動などを調査した上で、政府の見解を明らかにされたい。

6 環境影響評価を川辺川ダム建設計画において実施する法的義務はない。だが、本計画での環境影響評価の実施に関して、これを禁止する法令は存在しないと考えるが、政府の見解を示されたい。

7 同社説は、「建設省は七十六年から自主的に始めた動植物の生息調査や、水質対策の効果予測を根拠に、『アセス法』を持ち出すまでもない」という態度に終始していると報じている。一方、同社説は続けて「調査はダム湖の周辺部にとどまり、河口部の不知火海までも

平成十二年二月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

含む流域全体に及ぶものではない」とも指摘している。

しかし、不知火海の漁民は、川辺川ダムが不知火海の漁業資源に与える影響を強く懸念していると聞く。周辺の住民や漁民などによる有明海・不知火海フォーラムは、一九九九年十一月二十一日に「有明海・不知火海は、各河川の上流から下流域まで、やみくもな開発の波にさらされています。その例として、川辺川ダム建設が球磨川河口、引いては不知火海に及ぼす影響は、計り知れないものがあるでしょう」と決議している。

こうしたことから、「ダム湖の周辺部」で限定した調査だけではなく、不知火海も含む球磨川・川辺川流域全体を対象に、川辺川ダム建設計画による影響の調査、住民への事業の説明と意見の聴取などが必要であると考え、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十二年二月十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

建設省九州地方建設局川辺川工事事務所(以下「川辺川工事事務所」という。)においては、「五木村学術調査(自然編)」「五木村総合学術調査(編集)」の六百六十八ページに記載されている九折瀬洞第一洞(以下「九折瀬洞」という。)内の生物及び生息環境の調査を平成四年度から実施しているところであり、その結果、現在までにイツキメナシナミハグモ、ツツラセメクラチビゴミムシ、ユビナガコウモリ等計七百十七

種の動物が確認されていると承知している。

川辺川ダムの設置に伴い九折瀬洞の洞口が水没する頻度及び期間については、川辺川工事事務所が昭和三十三年から平成八年までの四十年間の一級河川球磨川水系川辺川(以下「川辺川」という。)の流量を基に試算した結果、洞口が一日以上水没する回数は四十年間で約二十回、一回当たりの水没日数は平均して約二十五日間となっている。

また、川辺川ダムの設置に伴う九折瀬洞の生物への影響及び保全対策については、建設省において、専門家の指導を受けながら引き続き調査、検討を行っているところであり、同ダムの湛水を開始する時期までに必要な措置を講じることとしている。

一の3について

環境庁においては、平成三年環境庁編集の「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)で絶滅危惧種に選定されているツツラセメクラチビゴミムシが九折瀬洞のみに生息しており、当該種の適切な保全対策が講じられるべきものと認識している。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十五条に基づく環境庁長官の助言又は指導は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときに行うことができるものであるが、ツツラセメクラチビゴミムシは国内希少野生動植物種に指定されておらず、同条は適用されない。

一の4について

生物の多様性に関する条約(平成五年条約第九号)第十四条第一項は、その柱書きで「可能な限り、かつ、適当な場合には」としており、同項の「環境影響評価を定める適当な手続」の導入及び「当該手続への公衆の参加を認めること」の採否については締約国の判断にゆだねられているものと解されている。

我が国は、平成五年五月二十八日に同条約第三十四条第一項に基づき国際連合事務総長に受諾書を寄託したところであり、現在、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響評価により、同条約第十四条第一項(a)で求められている措置を実施しているところである。

川辺川ダム建設事業については、現在のところ、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第四条第一項に規定する基本計画の最新の変更の告示が平成十年六月九日に行われており、環境影響評価法附則第三条第一項及び環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)附則第三条第一号の規定により、同法第二章から第七章までの規定は適用しないこととされている。

二の1及び3について

川辺川ダムの洪水吐きは、同ダムの貯水池の水位が設計洪水水位である標高(東京湾平均海面を基準とした高さ)をいう。以下同じ。二百八十一メートルの場合に最大毎秒五千六百六十立方メートルの放流が可能なのとして計画されている。同ダムの洪水吐きのゲート開度を最大にした場合の放流量については、同ダムの貯水位ごとにその値が求められるものであり、御指摘の「最大流入量」から求められるものではない。

なお、河川法(昭和三十三年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムについては、その計画規模を超える洪水時におけるゲートの操作規則(以下「操作規則」という。)を個々のダムごとに定め、計画規模を超える洪水時にはダムへの流入量を超えて放流を行わないようにゲート操作を行うこととしているところであり、仮に川辺川ダムにその計画規模を超える洪水が流入し、同ダムの安全上非常用洪水吐きゲートを操作するとした場合においても、同ダムの操作規則により、同ダムへの

流入量を超える放流が行われることはないものと考えている。

二の2について

市房ダムの貯水池の水位が標高二百八十メートルである場合において、同ダムに設置された二門の洪水吐きゲートの開度をそれぞれ六メートル以上としたときの放流量は、毎秒約八百七十立方メートル以上である。

なお、一級河川球磨川水系球磨川(以下「球磨川」という。)で昭和四十年七月三日に生じた洪水では、市房ダムへの流入量が最大毎秒八百六十二立方メートルを記録したが、同ダムにおいて最大毎秒三百四十一立方メートルの洪水調節を行ったものと承知している。

二の4及び5について

ダムへの流入量は、一般的に、当該ダムの貯水位の観測値から求められる単位時間内における貯水量の増減量と当該単位時間内の当該ダムからの放流量の和の値として把握されるものであり、流入量の瞬間的な値が直接観測されるものではない。

なお、当該単位時間については、風波等による貯水池の水位の振動の影響を排除し、流入量の適切な値が得られるよう、洪水時には通常十分間隔程度に設定している。

二の6について

川辺川ダムの洪水調節方式については、河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号)による改正前の河川法第十六条第一項に基づき策定された球磨川水系工事実施基本計画に定められた洪水調節量、同ダムの貯水量、河川の状態等を考慮し、「改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説計画編」(建設省河川局監修)の二十七ページに記載されている不定率調節方式(以下「不定率調節方式」という。)が採用されているところである。

不定率調節方式は、一般に、洪水波形を推定して操作を行う必要がある等の理由により、操

作に当たり困難な点が多いとされているところであるが、川辺川ダムの洪水時の操作については、同ダムへの流入量及び川辺川の合流する地点より上流の球磨川における流量の測定値を用いて放流量を決定することとしており、洪水波形を推定して操作を行うものではないことから、同ダムの操作が困難であるとは考えていない。

三の1及び2について

御指摘の「パイピングなどによる地盤沈下や斜面崩壊の危険性」が具体的に何を指すものか明らかではないが、頭地代替地の地盤の安全性については、川辺川工事事務所が、昭和四十六年三月から平成六年三月までに実施した地質調査等を踏まえ、頭地地区の代替地の造成について平成七年八月に公表したところであり、頭地代替地の地盤は十分に安全なものであると考えている。

三の3について

仮に御指摘のような被害があった場合には、個別具体の状況等に応じ、関係法令に基づき適切に対応すべきものと考えている。

四の1及び4について

川辺川ダムの設計に当たって、同ダムの調査坑内で実施した現場試験の結果に基づき基礎地盤の剪断強度等を定めた上で、河川管理施設等構造令施行規則(昭和五十一年建設省令第十三号)第九条第一項の剪断摩擦抵抗力が同条第二項の式を満たすことを確認していることから、同ダムの基礎地盤は、ダム堤体から伝達される荷重を支える充分な強度を有しているものと考えている。

四の2について

四浦トンネルにおいては、その一部の区間で、昭和六十一年に川辺川工事事務所の職員により漏水が確認されたところである。

また、四浦トンネルの補修については、川辺

川工事事務所が、平成元年度に、同トンネルを一時的に一般交通の用に供するに際して、同トンネル内の漏水対策工事を実施し、その後、平成八年度に、同トンネル北側坑口上部斜面の岩盤の亀裂及び同トンネル内の漏水箇所の補修を実施したところである。

なお、御指摘の「おびただしいクラック」が何を指すものか必ずしも明らかではないが、現在までのところ、四浦トンネルの壁面に、同トンネルの安全上支障をきたすようなびび割れは確認されていない。

四の3について

川辺川工事事務所は、熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫四千四百五十六番地の十、十一及び十三の地内に、合計で五台の孔内傾斜計を設置している。

五の1について

一般に、計画許容流砂量は、下流河川等に対して無害かつ必要な土砂として流送すべき土砂の量であり、流出土砂の粒径等を把握の上、流水の掃流力を算出し、河道の現況等に基づいて定めることとされている。この場合において、流出土砂の粒径、河道の現況等は、現地調査等によって把握している。また、流水の掃流力、流域ごとの降雨の実績値等を基に基準点において想定される流量等に基づき算出している。

五の2について

御指摘の「貯水池の計画堆砂量を考慮するとは、多目的ダム等の貯水池の上流の砂防計画における計画年平均許容流砂量について、当該貯水池における堆砂容量の確保に支障がないよう設定するということである。

五の3について

川辺川における直轄砂防計画の許容土砂量である約百二十六万立方メートルは、五の1について述べた考え方により設定している。

五の4について

御指摘の「比較の対象となっているダム」の名称等は、別表のとおりである。

五の5について

御指摘の「年平均一平方キロメートル当たりの流出土砂量」については、一定の貯水池堆砂量の推定式等を用いて設定したものであり、御指摘の「許容土砂量を考慮したものではない。六の1、2及び4について

川辺川ダムは、球磨川における洪水被害の軽減等のために必要な施設であり、建設省においては、特定多目的ダム法第四十四条第四項の規定に基づき、関係行政機関の長との協議、熊本県議会の議決を経た熊本県知事の意見の聴取等の手続を経た上で、川辺川ダムの建設に関する基本計画の変更の告示を平成十年六月九日に行ったところである。

建設省においては、川辺川ダム建設事業に関して、流域各地での説明会の実施、川辺川ダム事業審議委員会における公聴会の実施等により各方面の意見を聴き、同事業の必要性、自然環境及び水質の保全への配慮等について住民の理解が得られるよう努めているところであり、今後とも、住民の一層の理解が得られるよう努めてまいりたい。

また、国営川辺川土地改良事業は、同事業の施行対象区域における生産性の高い効率的な農業経営の実現のために、かんがい用水の確保が必要である。

農林水産省においては、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十五条第一項の規定に基づく同事業の受益者である関係農家からの申請を受けて同事業を実施しているものである。

同事業に関しては、同法第八十七条の三第一項及び第四項の規定に基づき、関係農家からの

同意取得、熊本県知事との協議等の手続を経た上で、国営川辺川土地改良事業計画の変更の公告を平成六年十一月七日に行ったところである。

また、農林水産省においては、土地改良区、市町村等の関係者に対して事業の実施状況等について説明を行うとともに、これらの関係者との意見交換を行っているところであり、今後とも、関係者の一層の理解が得られるよう努めてまいりたい。

六の3について

御指摘の「広報活動」が具体的に何を指すものか必ずしも明らかではないが、建設省においては、平成十一年九月から十二月にかけて配布した散らしの印刷等に要した費用は、約百八十万円である。

また、農林水産省においては、川辺川ダム建設計画についての広報活動は行っていない。

六の5について

川辺川ダム建設計画に周辺自治体が反対の姿勢をとった場合に御指摘のような「国のほかの補助事業に影響が出る」ことを定めた法令は存在しない。

また、建設省としては、御指摘の元首長の「決定的な事実認識」については、その事実関係を把握していない。

六の6について

御指摘のとおり、環境影響評価の実施を禁止する法令は存在しない。

六の7について

川辺川工事事務所においては、学識経験者の意見も聴きながら、川辺川ダムの建設に伴い影響を受けるおそれがあると認められる範囲において環境に関する調査等を行っているところであり、その結果については、平成七年九月の「川辺川ダム事業における動植物に良好な環境の保全と創造」等として公表するとともに、関係者等への説明を行っているところである。

別表

川辺川ダムの比堆砂量と比較の対象としたダムの名称等

ダムの名称	水系	河川名
緑川ダム	緑川	緑川
市房ダム	球磨川	球磨川
芹川ダム	大分川	芹川
北川ダム	五ヶ瀬川	北川
松尾ダム	小丸川	小丸川
綾北ダム	大淀川	綾北川
岩瀬ダム	大淀川	岩瀬川
鶴田ダム	川内川	川内川

特別療養環境室の料金請求に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月二日

参議院議長 斎藤 十朗殿

櫻井 充

特別療養環境室の料金請求に関する質問主意書

特定療養費として保険外の請求が認められている特別療養環境室の費用(通称「差額室料」)について、「入院料の差額徴収」(昭和四十九年三月二十九日保険発第二十一号)を始めて、再三にわたり厚生省から医療通知が出されている。最も新しい医療通知は「特定療養費に係る療養の基準の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成九年三月十四日保険発第三十号。以下「平成九年医療通知」という。)である。

その内容の一部を抜粋すると、

- (6) 特別の療養環境の提供は、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないこと。
- (7) したがって、特別療養環境室へ入院させ、患者に特別の料金を求めることができるのは、患者側の希望がある場合に限られるものであり、救急患者、術後患者等、治療上の必要から特別療養環境室へ入院させたような場合には、患者負担を求めてはならず、患者の病状の経過を観察しつつ、一般病床が空床となるのを待って、当該病床に移す等適切な措置を講ずるものであること。
- (8) イ 特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金等について明確かつ懇切に説明し、患者側の同意を確認のうえ入院させること。

ウ この同意の確認は、料金等を明示した

文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。

とある。そこで以下のとおり質問する。

- 一 平成九年医療通知には「救急患者、術後患者等、治療上の必要から特別療養環境室へ入院させたような場合には、患者負担を求めてはならず」とあるが、次に示す患者について、治療上の必要と判断すべきと考えられるか、政府の見解を示されたい。
- 1 院内感染を引き起こすような感染症の患者
- 2 抗癌剤等を使用し、感染症を引き起こす可能性のある患者
- 3 終末期医療の患者
- 4 痴呆あるいはいびき等で他の患者に迷惑を及ぼすと考えられる患者

- 二 空床がない等、病院側の都合で特別療養環境室の入室を患者にすすめた場合、病院側は差額室料を徴収できるか、政府の見解を示されたい。
- 三 特別療養環境室として医療機関が設定している料金はどれぐらいだと認識しているか。認識している上限と下限及び平均の金額を示されたい。また、その調査の方法と頻度も明らかにされたい。

- 四 治療上の必要性から特別療養環境室へ入室しなければならない場合は差額室料を請求できないので、本来は、同意書は不必要である。それにもかかわらず、このような場合においても、患者に対して同意書を求め、差額室料を請求している病院が存在することを認識しているか。また、このような事実に対して政府はどのような考えか。

- 五 特別療養環境室の情報提供を積極的に行っている医療関係の市民グループの相談窓口には、治療上の必要にもかかわらず、特別療養環境室の費用として、合計数十万円から数百万円の請求がなされたとの相談が相次いでいる。このような苦情には、どのような解決策を講じればよいのか、政府の見解を示されたい。

- 六 平成九年医療通知は、医療機関のどのくらいの割合で遵守されていると政府は把握しているか示されたい。
- 七 特別療養環境室について、医療機関への指導・監督を行う部署はどこに存在するのか示されたい。

右質問する。

平成十二年一月二十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員櫻井充君提出特別療養環境室の料金請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出特別療養環境室の料金請求に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「特定療養費に係る療養の基準の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成九年三月十四日付け保険発第三十号厚生省保険局医療課長・歯科医療管理官通知。以下「平成九年通知」という。)にいう「治療上の必要」とは、特別の療養環境に係る病室(以下「特別療養環境室」という。)へ入院しようとする患者についての治療上の必要をいう。

お尋ねの1に示された患者について、他者の院内感染を防止する観点のみから保険医療機関が特別療養環境室へ入院させることは、当該患者に対する治療上の必要がある場合には該当しない。

2に示された患者について、抗がん剤等の使用に伴い免疫力が著しく低下していること等による感染症の罹患を防止する観点から保険医療機関が特別療養環境室へ入院させることは、当該患者に対する治療上の必要がある場合に該当する。

3に示された患者について、集中治療の実施又は著しい身体的及び精神的苦痛の緩和の観点から保険医療機関が特別療養環境室へ入院させることは、当該患者に対する治療上の必要がある場合に該当する。

4に示された患者について、痴呆、いびき等による他者の迷惑を防止する観点のみから保険医療機関が当該患者を特別療養環境室へ入院させることは、当該患者に対する治療上の必要がある場合には該当しない。

二について
特別療養環境室以外の病室に空床がない場合等においても、保険医療機関が救急患者等を治療上の必要から当該特別療養環境室へ入院させた場合を除けば、当該患者から特別療養環境室に係る特別の料金(以下「差額室料」という。)を徴収することは差し支えない。

三について
厚生省保険局医療課の調査によれば、平成九年七月一日現在、特別療養環境室の全病床のうち、一日当たりの差額室料が三万円を超える病床が占める割合は〇・六パーセント、千円以下の病床が占める割合は十一・七パーセントとなっており、また、特別療養環境室の全病床に係る一日当たりの差額室料の平均額は四千九百四円となっている。差額室料の上限及び下限の金額については、把握していない。

当該調査は、毎年一回、各年七月一日現在の施設の状態について、すべての保険医療機関を対象に、厚生省保険局医療課が各都道府県保険主管課を通じて実施しているものである。

四について
保険医療機関が治療上の必要から患者を特別療養環境室へ入院させたにもかかわらず当該患者から差額室料を徴収することは、患者による差額室料の負担を伴う特別の療養環境の提供は患者の選択と同意に基づいて行われる必要があるという制度の趣旨に照らして極めて不適切である。

ある。このため、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ七第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が行う保険医療機関に対する指導等を通じて御指摘のような保険医療機関の存在が明らかになった場合は、当該指導等において、当該保険医療機関に対して、受け取った差額室料を速やかに患者に返還するよう指導するとともに、治療上の必要から患者を特別療養環境室へ入院させた場合は、当該患者に対して同意書を求めて差額室料を徴収してはならない旨を周知徹底することとしてきたところである。今後、御指摘のような保険医療機関が存在することが明らかになった場合は、同様の指導及び周知徹底を行うこととしている。

五について
差額室料の請求等に関する苦情等については、現在、厚生省保険局医療課及び各都道府県保険主管課に相談窓口を設置して対応している。患者又は患者から相談を受けた市民グループ等から当該相談窓口に対して、御指摘のような事例に関する情報提供がなされた場合は、事実確認を行った上で、必要に応じ、当該事例に係る保険医療機関に対し、四について述べたような指導及び周知徹底を行うこととしているところである。

六について
平成九年通知を遵守しない保険医療機関の数を正確に把握することは現実的には極めて困難であり、お尋ねの割合は把握していない。

七について
厚生省保険局医療課及び各都道府県保険主管課において、保険医療機関に対する指導監督を行っている。

米軍嘉手納ラプコンに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月六日

参議院議長 斎藤 十朗殿 照屋 寛徳

米軍嘉手納ラプコンに関する質問主意書

「空の主権」返還を「嘉手納ラプコン事故で平和団体、普通の姿」程遠く「航空関係者情報不足に不満、故障十二時間前に異常」嘉手納ラプコンのレーダー、予備なく修復対応のみ、米軍頼りに「もろさ」、百五十便 三万人に影響。これらはいずれも嘉手納ラプコン事故を報道した地元二紙の見出しである。

嘉手納ラプコン(レーダー進入管制)は、一九九九年十一月十一日午後七時三十分頃にその機能を失い、翌十二日午後五時四十九分に復旧するまでレーダーシステムが故障した。運輸省那覇航空交通管制部によると、嘉手納ラプコンの故障が通報されたのは十一月十一日午後七時十分であった、とのことである。

私は、十一月十二日午後零時三十分羽田発那覇行きの日本航空機に搭乗し、嘉手納ラプコン事故に遭遇した。搭乗した飛行機は、那覇空港上空で長時間待機飛行させられたのである。

今度の嘉手納ラプコン事故により、約百五十便、三万人以上に影響が出たという。観光立県をめざす沖縄にとって深刻な事態を招来した。何よりも沖縄の空が米軍の管轄下にあり、空の主権が侵害されている事実が驚き、怒りを覚える。沖縄は陸にも海にも空にも軍事基地があるようなものだと思われる。

政府は、民間航空機の安全確保を図る意味においても、一刻も早く米軍管理になっている航空機進入管制権の返還を要求すべきである。

以上の観点に立って、以下質問する。
一、米軍嘉手納ラプコンの機能及びその空域とシステム、運輸省那覇航空交通管制部との関係を明らかにされたい。

二、一九九九年十一月十一日から同月十二日の間の嘉手納ラプコン事故について、その事故原因等について米軍からどのような報告があったか明らかにされたい。

また、嘉手納ラプコンが故障した場合のわが国への通報体制はどのようなになっているのか、今度の事故についていつ、どのような形で通報があったか明らかにされたい。

三、一九七二年の沖縄復帰時に日米両政府で合意されたいわゆる「五・一五メモ」関連文書では、嘉手納ラプコンについてどのような合意が成立しているのか、その内容を明らかにされたい。

四、政府は、アメリカ政府に対し沖縄上空における航空機進入管制権の返還を求めたことがあるか。あるならその時期とそれに対するアメリカ政府の返答内容を明らかにされたい。

また、政府は今度の嘉手納ラプコン事故をどのように受け止めたのか、今後航空機進入管制権の返還をどのような形で求めるのか明らかにされたい。

五、今度の嘉手納ラプコン事故の際、民間航空機の安全確保のためにいかなる方策が採られたか明らかにされたい。

また、今度の嘉手納ラプコン事故の間に那覇空港を離発着して訓練した自衛隊機の機数及び訓練内容について明らかにされたい。

六、わが国の空の管制権はどのように区分されているのか。嘉手納ラプコンのように米軍が管制権を握っているところはあるのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十一年十二月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納ラプコンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納ラフ
コンに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのリーダー進入管制施設(以下「本件管制施設」という。)の管制空域は、嘉手納飛行場を中心半径五十海里以内、高度二万フィート以下及び久米島空港を中心半径三十海里以内、高度五千フィート以下の空域である。

本件管制施設においては、嘉手納飛行場、普天間飛行場、那覇空港等に係る到着機及び出発機並びに当該管制空域を通過する航空機に対して、リーダー進入管制業務(以下「本件管制業務」という。)を行っている。

また、運輸省那覇航空交通管制部においては、本件管制施設の管制空域に接続する空域の航空路管制業務を行っている。

二について

米軍からの報告によれば、本件管制業務の一時停止は、建設請負業者が過ってケーブルを切断したことによるものであるということであった。

通報体制については、運輸省那覇航空交通管制部と本件管制施設の間には、常に専用電話による連絡体制が確保されており、本件についても、本年十一月十一日午前七時三十分頃、本件管制施設から運輸省那覇航空交通管制部に対し、障害発生の通報があった。

三について

沖縄本島における進入管制業務については、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会において合意が行われており、その内容は別紙のとおりである。なお、この合意は既に公表されている。

四について

政府としては、本件管制業務の移管について、これまで累次にわたり、日米合同委員会の枠組みを通じ、米側に申し入れられてきており、その時期等は別表のとおりである。

米側は、これまで民間航空分科委員会における申入れに対し、本件管制業務の移管は困難である旨返答してきているが、本年十一月十八日に行われた日米合同委員会での申入れを受け、今後とも協議していくこととなった。

本件管制業務の一時停止に関する事実関係は二について述べたとおりであり、政府としては、これを遺憾であると受け止めており、本年十一月十八日に行われた日米合同委員会において、米側に対し、遺憾の意を表明し、再発防止に万全を期すよう申し入れたところである。

政府としては、本件管制業務の移管について、今後とも、日米合同委員会の枠組みを通じて、米側と協議していく考えである。

五について

本件管制施設は、本件管制業務の停止後直ちに、リーダーを用いず航空機からの無線交信によってその位置や高度を確認して管制する方式に移行し、運輸省那覇航空交通管制部は、これに対応して本件管制施設の管制空域へ進入する航空機の間高度差又は拡大した時間差による管制間隔を設定する方式を適用するとともに、航空交通量を制限する措置をとった。

その間、自衛隊は、那覇空港を離着陸して対戦闘機戦闘訓練等を実施していたが、航空交通の安全確保のため、一時訓練を中止し、運輸省等と調整の上、安全が確保できる飛行のみを行ったところである。なお、その間に同空港を離着陸して訓練した自衛隊の航空機の機数及び個別具体的な訓練内容を明らかにすることは、自衛隊の練度等が明らかとなるおそれがあることから、事柄の性格上、答弁することは差し控えたい。

六について

我が国の航空交通管制業務は、一元的に運輸省が行うこととしているが、横田飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場の周辺空域においては、米軍が航空交通管制業務を実施している。

別紙

民間航空分科委員会

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件 名：沖縄航空交通管制合意

第1条 総則

1. 日本国政府は、沖縄における航空交通管制システムの管理及び運用の権限を有する。ただし、日本国政府による航空交通管制業務の遂行及び航空施設の運用及び保守が可能となる時点まで、沖縄飛行情報区(国際民間航空機関(ICA O)中東/東南アジア地域計画—ICAO文書8700/5に記されている空域)内におけるこれらの業務については、ICA O基準と同等である現行の航空交通管制方式の下で合衆国政府により行われる。

2. 日本国政府が沖縄における航空交通業務の実施責任を漸次取得できるように、航空交通業務引継ぎのため日本国政府職員に対する所要の習熟指導に当たって及び合衆国関係当局との調整の下に航空航行施設設置のために必要な現地調査を含むその他の措置をとるに当たって、合衆国政府は日本国政府に協力することが合意される。

3. 両国政府は、1952年6月25日に合同委員会が承認した「航空交通管制に関する合意」及び付属文書の諸規定並びにその将来のすべての修正は、沖縄に適用されることに合意する。

第2条 航空路管制業務

1. 日本国政府は、航空路監視用リーダー装置を備えた日本国政府の航空路管制施設の設置、日本国政府による要員養成及び訓練並びに所要手続きの確立を含む所定の準備措置を完了した後、遅くとも1974年5月15日までに、沖縄飛行情報区における航空路管制業務を提供する。右期日までに日本国政府の責任による航空路管制業務の提供が出来ない場合には、両国政府間の協議により、暫定的措置を講ずる。

2. 沖縄飛行情報区は、東京飛行情報区とは別個の飛行情報区として維持される。沖縄飛行情報区の境界線については、日本国政府が必要調整を行うものとする。但し、合衆国政府が航空路管制業務を遂行している期間中においては、前記の調整は合衆国政府との協議に基づき行われるものとする。

第3条 飛行場管制業務及び進入管制業務

1. 合衆国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の施設・区域として、

日本国政府から使用を許与されているすべての飛行場における航空交通管制業務を行う。 2. 日本国政府は、那覇飛行場における航空交通管制業務を行う。 3. 嘉手納飛行場及び那覇飛行場の周辺における航空交通の安全運行上の必要性に鑑み、これらの飛行場においては、単一の進入管制施設を利用することに双方が合意する。したがって、合衆国政府は、日本国政府がこれらの飛行場へのレーダー進入管制業務を提供できるまでの暫定期間中、これらの飛行場に対する進入管制業務を行う。	5. 日本国政府は、日本国政府が運用及び保守を行う航空航法施設について飛行検査を実施する。																
第4条 航空路 日本国政府が航空路管制業務を行う責任を引き継ぐまでの間、航空路の変更は合衆国政府と協議して行う。航空情報の刊行に関するICAOに対する責任は日本国政府が有する。	第6条 特別使用空域 1. 合衆国政府は、1972年5月15日付けの合同委員会の合意に基づいて特別使用空域の使用を許与される。 2. 合衆国政府は、すべての特別使用空域が既存の航空路及び空港周辺の航行に必要な空域から5海里の緩衝地帯により分離されるべきであるとの日本国政府の方針を認識する。この緩衝地帯に関する必要性を認識し、両国政府は、沖縄の特別使用空域に関する適切な措置を双方が直ちに取ること合意する。かかる措置は、必要に応じ、合同委員会民間航空分科委員会により提唱される。合衆国政府は、これらの措置が終了するまでの間、沖縄の航空交通の安全について引き続き責任を有することを認識する。																
第5条 航空交通管制施設及び機器 1. 次の航空交通管制施設及び機器が日本国政府に移管される。 a. 那覇飛行場の対空通信施設を含む管制塔施設 b. 那覇飛行場の送信及び受信施設 c. 三和コンパス・ローケーター(無指向性無線標識(NDB)施設) d. 南大東、久米、石垣及び与那国のNDB施設 e. ローカイザー、グライド・スロープ、ミドル・マーカーを含む那覇飛行場計器着陸システム(ILS) f. 那覇飛行場戦術航法援助(TACAN)施設 g. 合衆国空軍が所有し、現在ARINCが運用する離島空港用及び島嶼間航行用通信施設を構成する機器 2. 那覇飛行場の次の航空交通管制施設は、現地での貸与に関する合意により日本国政府に貸与される。 a. 着陸誘導管制(GCA)施設 b. 飛行場情報自動送信(ATIS)施設 3. 主として沖縄の航空路管制用として設置された航行施設のうち、日本国政府は、沖之NDB及び沖之VORTACの運用及び保守を1973年1月1日に、また、宮古NDB及び宮古VORTACの運用及び保守を1973年2月15日に引継ぐ。これらの施設については、現地での貸与に関する合意により、1974年5月15日まで日本国政府に貸与される。 4. 日本国政府に移管又は貸与される航空交通管制施設及び機器並びに責任及び必要とされる措置の詳細は、本合意の付属書である航空交通管制施設移管計画書に記載される。	第7条 国際航空通信業務 日本国政府は、沖縄飛行情報区に関する国際航空通信業務についての責任を有する。 第8条 本合意は、合同委員会による承認の日に効力を発生する。 付属書 1 : 沖縄航空交通管制施設移管計画書 1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。 <table><tr><td>自 署</td><td>自 署</td></tr><tr><td>HIROSHI UEDA</td><td>JAMES P. DAVIS</td></tr><tr><td>日本国側議長</td><td>合衆国空軍中佐</td></tr><tr><td></td><td>合衆国側議長</td></tr></table> 1972年5月15日に合同委員会にて承認。 <table><tr><td>自 署</td><td>自 署</td></tr><tr><td>BUNROKU YOSHINO</td><td>RICHARD M. LEE</td></tr><tr><td>日本国側代表</td><td>合衆国陸軍少将</td></tr><tr><td></td><td>合衆国側代表</td></tr></table>	自 署	自 署	HIROSHI UEDA	JAMES P. DAVIS	日本国側議長	合衆国空軍中佐		合衆国側議長	自 署	自 署	BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE	日本国側代表	合衆国陸軍少将		合衆国側代表
自 署	自 署																
HIROSHI UEDA	JAMES P. DAVIS																
日本国側議長	合衆国空軍中佐																
	合衆国側議長																
自 署	自 署																
BUNROKU YOSHINO	RICHARD M. LEE																
日本国側代表	合衆国陸軍少将																
	合衆国側代表																

別表 米側に対する申入れ

時 期	委 員 会 名
昭和五十八年十二月	民間航空分科委員会
昭和六十二年五月	民間航空分科委員会
平成五年三月	民間航空分科委員会
平成七年十二月	民間航空分科委員会
平成八年八月	民間航空分科委員会
平成八年十二月	民間航空分科委員会
平成十年一月	民間航空分科委員会
平成十一年十一月	日米合同委員会

マグロ類の輸入に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月八日

参議院議長 斎藤 十朗殿
櫻井 充

マグロ類の輸入に関する質問主意書

FAO(国連食糧農業機関)の政府間協議の中で、マグロ延縄については、資源の保護のため二割から三割の減船が必要であるということとで合意した。

しかし、一方でICCAT(大西洋マグロ類保存国際委員会)、CCSBT(ミナミマグロ保存委員会)に加盟していない台湾が、便宜置籍漁船を用いて海洋途上国のパナマ、ホンジュラス、ベリーズ、セントビンセント等の国にマグロ漁船を移籍し、それにより獲得したマグロ類を日本の商

社を経由して輸出している。

以上の点について以下質問する。

一 現在日本で消費されているマグロ類の中で、輸入されているマグロ類及びそのうちこのような形で輸入されているマグロ類はそれぞれどの程度の比率を占めているのか示されたい。

二 日本政府は、このようなマグロ類の輸入をこのまま黙認するのか。それとも、輸入量の規制を設けるのか。もし、輸入量の規制を設けるとすれば、いつ頃までに、どの程度にするのか、具体的に示されたい。

平成十二年一月二十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員櫻井充君提出マグロ類の輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出マグロ類の輸入に関する質問に対する答弁書

一について

平成十年における我が国のまぐろ類(くろまぐろ、みなみまぐろ、びんなが、めばち、きはだ、その他のまぐろ類をいう。以下同じ)の総供給量は約六十万三千トンであり、そのうち輸入量は約二十九万二千トンで総供給量の四十八パーセントを占める。

なお、便宜置籍漁船からのまぐろ類の正確な輸入量は把握していないが、平成十一年十一月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会

(以下「ICCAT」という。)通常会合において作成された無報告及び無規制な漁業活動を行っている漁船のリストに掲載されている漁船からの平成十年における我が国へのまぐろ類の輸入量は、おおよそ四万トン前後と推定される。

二について

まぐろ類の輸入に当たっては、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(昭和四十四年条約第一号)等の条約及びまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(平成八年法律第百一十号。以下「まぐろ資源保存管理法」という。)等の法制度に基づき、まぐろ類資源を維持・管理するための措置が講じられている。

具体的には、大西洋くろまぐろのベリーズ及びホンデュラス共和国からの輸入については平成九年九月から、パナマ共和国からの輸入については平成十年一月から、ICCATの勧告に従い、まぐろ資源保存管理法第六条、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条及び輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、通商産業大臣の承認を受けなければならないこととなったところである。また、平成十一年十一月に開催されたICCAT通常会合では、ベリーズ、ホンデュラス共和国その他九か国に対し、ICCATが採る資源管理措置の効果を増進するようするための措置を採ることが要求された。

さらに、みなみまぐろ保存委員会(以下「CCSBT」という。)においては、非締約国及び非締約地域の加盟又は協力を促進する対策につい

て検討を行っている。

我が国としては、便宜置籍漁船からのまぐろ類の輸入問題の解決は重要であると考えており、今後とも、便宜置籍漁船の操業実態の調査を強化する等の措置を講じていくとともに、ICCAT、CCSBT、国際連合食糧農業機関等の関係国際機関に対し必要な情報提供を行い、便宜置籍漁船対策を積極的に進めるよう働きかけていく所存である。

政治資金規正法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
櫻井 充

政治資金規正法に関する質問主意書

平成十一年十二月九日に行われた予算委員会における私の質問に対する政府の答弁で、不十分な点があったため以下質問する。

一 政治資金規正法第二十二條第一項における寄附が百五十万円を超えることができない「同一の者」とは、政治家個人を指すのか。または政治団体を指すのか。それとも両方か。

二 個人がある幾つかの政治団体に政治資金規正法に定める限度額以内を寄附したが、結果的には一人の政治家に献じられたことが判明した場合、同法第二十二條の二に抵触するのか。

右質問する。

平成十二年二月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員櫻井充君提出政治資金規正法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出政治資金規正法に

関する質問に対する答弁書

一について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第二十二条第一項の「同一の者」には、公職の候補者及び政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)の両方が含まれる。

二について

個人が複数の政治団体に対して法第二十一条の三第一項及び第三項並びに第二十二条第一項の規定による限度額の範囲内で政治活動に関する寄附をする場合において、これらの政治団体が当該寄附を受けることは、法第二十一条の二に違反するものではない。

また、政治団体が公職の候補者の資金管理団体に對して政治活動に関する寄附をすることに於いて量的制限はないので、前述の複数の政治団体が同一の公職の候補者の資金管理団体に對してそれぞれ政治活動に関する寄附をする場合において、当該資金管理団体が当該寄附を受けることは、法第二十一条の二に違反するものではない。

なお、平成十二年一月一日から施行された政治資金規正法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十九号)により、法第二十一条の

三第三項、第二十二条第一項及び第二十二條の二の規定の一部が改正されたところであるが、右に述べたところについて、改正前後を通じて変わることはない。

愛知万博計画と新住宅市街地開発計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十一年十二月十三日

参議院議長 斎藤 十朗殿

中村 敦夫

愛知万博計画と新住宅市街地開発計画に関する質問主意書

二〇〇五年日本国際博覧会(以下「万博」という。)の計画案も大詰めを迎え、その基盤事業となる新住宅市街地開発計画(以下「新住」という。)と名古屋・瀬戸道路はか三本の道路事業に関する環境庁長官意見、建設大臣意見がそれぞれ本年十一月までに提出された。

この万博と新住・道路事業は、実際上一体のものとして行われており、この際、政府の見解を明らかにしておく必要があると考える。

以上の観点から次の事項について質問する。なお、事態が切迫しているため、遅くとも国会法所定の期限内に答弁されたい。また、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁していただきたい。

一 構想案がほぼ固まろうとしている現在、團紀彦氏を始めとする博覧会プロジェクトチームの

複数のメンバーが、通産省原案を吟味する時間が充分になかった、原案に賛同するように求められただけ、新住事業と万博がセットになっている、海上の森での開催が理解できない、開催だけが自己目的化しているなどと、万博と新住・道路事業を厳しく批判している(朝日新聞・一九九九年九月二十六日付け参照)。

博覧会協会内部のプロジェクトチームのメンバーから、このような厳しい批判が出ていることに対し、政府の見解を明らかにされたい。

二 万博と新住・道路事業が進められている場所は、愛知県のみならず全国的にも貴重なものとして見直されつつある里山である。鷺谷いずみ筑波大学助教授は、絶滅の危機にある動植物が海上の森で四十種以上確認されており、生態学的にも第一級のホットスポットとみなされる場所であると指摘している。一方、万博は、「新しい地球創造」に加えて「自然の叡智」がメインテーマとなり、「環境万博」として広くアピールされている。

しかし、先の朝日新聞記事などの新聞報道によると、プロジェクトチームのメンバーが、万博と新住・道路事業を切り離さなければ、本当の意味での「環境万博」を実現できないと、万博と新住・道路事業を厳しく批判している。新住・道路事業を全面的に再検討することなく、世界に誇れる「環境万博」を実現できるのか。万博と新住・道路事業とを併せて推し進める理由を具体的に明らかにされたい。

三 新住・道路事業について、その資金計画と採算の見直しを、具体的な根拠を挙げてそれぞれ示されたい。

四 万博と新住・道路事業のため、海上の森の「土砂流出防備保安林」指定解除手続が間近に迫っている。海上の森は、一級河川・矢田川の源流であり、深層まで風化した花崗岩を基盤とする、極めて崩落しやすい地質を有している。過去にも災害が頻発しており、開発するにはあまりにも危険であるが故に、保安林指定がなされている。

しかし、万博と新住・道路事業を強行するために保安林指定を解除するというのでは、本来転倒もはなはだしく、保安林制度を真つ向から否定するものである。政府は、国民の生命と財産を守ることが第一義的な使命であると考え、よって、保安林解除を行うべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 愛知県は、アセスメントの結果とオオタカ検討委員会の結論を待たず、本年十一月から一四〇本ものボーリング調査に着手した。新住・道路事業に対しては、環境庁長官がオオタカの調査と保全後に事業を行うようにと意見を表明しているにもかかわらず、オオタカのボーリングが行われる時期にボーリング調査を始めている。

政府は、通産省アセス手法検討委員会とオオタカ検討委員会を軽視しているのではないか。それぞれの委員の意見及び政府の見解を明らかにされたい。

六 今秋、クロード・マールタン世界自然保護基金本部事務局長は、オーレ・フィリップソン博覧会国際事務局議長に、海上の森で計画されている博覧会と住宅建設が森に深刻な損害をもたらす旨の書簡を送った。世界的な環境保護団体によ

る万博に対してのこうした強い懸念を決して軽視すべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 本年九月九日に万博の会場基本計画が公表された。それによると、海上の森地域(瀬戸市)のほか、愛知青少年公園(長久手町)や科学技術交流センター(瀬戸市と豊田市)も会場として利用するという。だが、万博の環境影響評価実施計画書は、関係地域を瀬戸市と豊田市と定めており、長久手町は含まれていない。

博覧会協会は、評価書に影響が低減すると書かれるので、実施区域が変更になっても環境影響評価の再実施を必要としない主張していると聞く。しかし、このような環境影響評価対象区域の増加は、環境影響評価法の規定によると、環境影響評価のやり直しが必要になる。

よって、万博の環境影響評価の再実施が必要であると考え、政府の見解を明らかにされたい。

八 万博の環境影響評価は、本年六月から施行された環境影響評価法の事実上の適用第一号であり、通産省も二十一世紀の環境影響評価モデルとすると通達で述べている。しかし、関係地域が増加したにもかかわらず、環境をメインテーマとしている万博が環境影響評価の再実施を行わないことは、悪しき前例となるのではないか。環境庁長官の意見を示されたい。

平成十二年一月七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出愛知万博計画と新住宅市街地開発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出愛知万博計画と新住宅市街地開発計画に関する質問に対する答弁書

一について

「新しい地球創造—自然の叡智」というテーマにふさわしい会場計画、催事、展示等、二千年日本国際博覧会(以下「本博覧会」という。)の具体的な在り方については、現在、財団法人二千年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)において、学識経験者等で構成する企画運営委員会を中心に検討されていると承知しており、同委員会の下には、企画調整会議、会場計画プロジェクトチーム等の委員会が設置され、これまでに延べ九十回を超える会議が開催され、様々な課題につき、専門的な立場から熱心な検討が行われていると聞いている。

御指摘のような趣旨の批判を一部の委員が行っていることも承知しているが、政府としては、博覧会協会において、引き続き、前記テーマにふさわしい意義のある博覧会の具体化に向けて十分な検討が行われることが重要であると考えている。

二について

御指摘の「新住宅市街地開発計画」は、瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業(以下「本件新住宅事業」という。)を指すものと解され、御指摘の「名古屋・瀬戸道路はか三本の道路事業」のうち、名古屋瀬戸道路事業以外の道路事業が具体

的に何を指すのか明確ではないが、本博覧会については、会場建設事業と本件新住宅事業、名古屋瀬戸道路事業等の長期的地域整備との整合性を十分図ることとしており、現在、博覧会協会は、愛知県知事が行っている本件新住宅事業、名古屋瀬戸道路事業の環境影響評価と連携して本博覧会の環境影響評価を実施していると承知している。

このように、本博覧会の会場建設事業を本件新住宅事業、名古屋瀬戸道路事業等との整合性を図りつつ進めている理由は、本博覧会については、例えば、通商産業省に設置された国際博覧会予備調査検討会が平成七年十二月に明らかにした「新しい二十一世紀型国際博覧会の開催について」と題する報告書において、「博覧会としての事業展開を一過性のイベントではなく、人と自然との共生を目指した長期的地域整備、まちづくり(二十一世紀型のモデル都市)の計画と整合性を持たせる」とされているなど、構想の当初の段階から、長期的地域整備及びまちづくりの計画との整合性を図ることを本博覧会のコンセプトの一つとしているからである。

このような観点から、「愛知県における国際博覧会の開催申請について」(平成七年十二月十九日閣議了解。以下「本件閣議了解」という。)においては、「会場建設事業については、長期的地域整備との整合性を十分図ること」としており、また、平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成九年法律第百十八号)の国会審議に際し、平成九年十一月に行われた参議院商工委員会の附帯決議においては、「長期地域整備と

の整合性を図りつつ博覧会会場計画を策定すること」とされ、同年十二月に行われた衆議院商工委員会の附帯決議においては、「博覧会施設等の建設に当たっては、長期的地域整備との整合性を図りつつ、その理念を十分に生かすこと」とされているところである。

三について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十条の規定により、都市計画事業についての建設大臣の認可を受けようとする者は、そのための申請書に新住宅市街地開発事業の資金計画書を添付しなければならないが、いまだ本件新住宅事業に係る申請書が提出されていないため、資金計画及び採算の見通しについては、いずれも承知していない。

また、現在愛知県において都市計画決定に向けた手続が進められている名古屋瀬戸道路事業の瀬戸市及び豊田市に係る区間の事業の資金計画その他の具体的内容については、愛知県において検討中であり、いまだ定まっていらないと聞いている。

四について

現時点においては、本件新住宅事業及び名古屋瀬戸道路事業に係る保安林の指定の解除の申請がなされていないため、御質問に対する回答は困難である。なお、今後保安林の指定の解除の申請が行われた場合には、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の規定に基づき適切に対処してまいりたい。

五について

御指摘の「通産省アセス手法検討委員会」は、現在通商産業省に設置されている「二千年日

本国際博覧会に係る環境影響評価会」を指すものと解されるが、平成十一年十一月から同年十二月までの間に愛知県が行ったボーリング調査(以下「本件調査」という)は本件新住事業に係る工事のための事前調査の一環として行われたものと承知しているところ、本件調査は、環境影響評価に係る調査ではなく、また、本件新住事業及び名古屋瀬戸道路事業の環境影響評価の対象にも当たらないため、同評価会が意見を述べるべき事項には当たらない。

また、御指摘の「オオタカ検討委員会」は、現在愛知県に設置されている「国際博覧会場関連オオタカ調査検討会」を指すものと解されるが、政府としては、各委員の意見の詳細までは承知していないが、愛知県から、平成十一年九月二十六日に開催された第三回国際博覧会場関連オオタカ調査検討会において、本件調査について議論が行われ、同年十二月に本件調査を終了することから、これらの指摘を踏まえて調査を行ったと聞いている。

いずれにせよ、政府としては、本件調査は環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第三十一条に規定する対象事業の実施には当たらないため、これを行うことに法律上の問題はないものの、こうした調査は極力環境に影響を及ぼさないよう慎重に行うことが望ましいと考えている。

六について

先般、世界自然保護基金事務局長から博覧会国際事務局議長あてに、本博覧会に関し、海上の森に対する環境影響の可能性について懸念を

表明する旨の書簡が送られたことは承知している。

博覧会協会においては、これまでも、世界的な環境保護団体のみならず地元住民等の関係者との対話の実施、シンポジウム及び説明会の開催、インターネットを通じての意見募集等により広く意見を求め、これらを踏まえ、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、事業計画の企画立案を進めてきているものと承知している。

政府としては、博覧会協会において、引き続き広く意見を求めるとともに、これらを踏まえ、自然環境の保全に万全を期しつつ、本博覧会の具体化に向けての準備を進めていくものと考えている。

七について

博覧会協会が実施する本博覧会事業(以下「本博覧会事業」という)については、環境影響評価法の対象事業には該当しないが、本件閣議了解において、「本博覧会の開催に当たっては、環境影響評価を適切に行うこと」としていることから、博覧会協会が、「二千五年日本国際博覧会環境影響評価要領について(平成十年三月二十七日付け通商産業大臣官房商務流通審議官通達。以下「評価要領」という)に基づき、本博覧会の環境影響評価を実施していると承知している。

評価要領においては、事業の目的及び内容の修正であって、当該変更により当該事業に係る環境影響の程度が低減する旨が、評価書において明らかにされることとなるものである場合は、「軽微な修正等」に該当し、実施計画書の作成以降の環境影響評価その他の手続の再実施は必要ないとされている。

博覧会協会は、会場計画の変更に伴い、当該修正に係る部分についての環境影響評価の再実施を行った上で評価書を作成して通商産業大臣に送付しており、通商産業省においては、環境庁長官の意見も踏まえ、現在、当該評価書についての意見を検討中である。

八について

本博覧会事業は環境影響評価法の対象事業には該当しないが、評価要領に基づく環境影響評価の過程で、環境保全措置の一環として会場計画が変更されたものと承知している。

評価要領によれば、事業の目的及び内容の修正であって、当該変更により当該事業に係る環境影響の程度が低減する旨が、評価書において明らかにされることとなるものである場合は、「軽微な修正等」に該当し、実施計画書の作成以降の環境影響評価その他の手続の再実施は必要ないとされている。

環境庁においては、会場計画の変更により本博覧会事業に係る環境影響の程度が低減する旨が、評価書において明らかにされることとなるものであるか否かについて検討した結果、新たな会場候補地として位置付けられた関係地域の住民に対しても環境影響に係る説明及び十分な意見聴取を行うとともに、より明らかに本博覧会事業に係る環境影響の程度の低減を示す必要があり、以上について事業計画に適切に反映され、また、これらが環境影響評価書に記載されることが必要と考えており、平成十一年十二月八日付けで、通商産業大臣に対し、その旨の意見を述べたところである。

税務行政における適正手続の法的整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十四日

参議院議長 斎藤 十朗殿 齋藤 勁

税務行政における適正手続の法的整備に関する質問主意書

我が国においては、税務行政についての適正手続が法的に整備されていない。すなわち、我が国の税法には、税務調査に関する規定が一条文のみ裁量的に「調査について必要があるときは、…検査することができ(る)」「所得税法第二三四条、法人税法第一五三条」とあるだけであり、その他の手続(調査の通知、理由開示、時間・場所、代理人の選任、弁明手続、苦情申立手続など)は何ら成文化されていない。また、税務調査の違法性をめぐって多くの裁判例が出ているが、裁判例は我が国の成文法主義の見地から原告納税者に不利なものがほとんどである。平成六年に施行された行政手続法においても、税務行政手続については、同法及び国税通則法の規定により広範囲にわたり適用除外となっている。

しかし、同法案を審議した第三次行政改革審議会の答申の意見では、適用除外された行政手続の分野(税務行政を含む)について、「それぞれの個別法で行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図る観点から必要に応じて規定の見直し等を行った上で、行政手続法の適用除外措置

平成十二年一月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

を講ずることが適當であると指摘されてお
り、また、行政手続法の立法審議過程にお
いても、総務庁長官の答弁において、第三次行革審
の趣旨を踏まえた個別法における見直しが必要
であることが述べられている。

私は、次のような理由から、国税通則法を改
正すべきと考える。

・申告納税制度を維持発展させるためには、納
税者の協力が必要であり、特に国税通則法を
改正して税務調査に関する適正な手続規定を
整備することは、納税者の税務行政に対する
信頼を得るものとなる。

・税務行政における適正手続が未整備であるこ
とは、税務行政に必要な以上の裁量を期待する
結果となり、効率的な行政運営を阻害する。
国税通則法を改正して税務行政の適正手続規
定を導入することは、効率的な税務行政の遂
行に資することになる。

・一九八八年のOECDの納税者の権利に関す
る報告書等、納税者の権利を保護する観点か
ら税務行政における適正手続を確立しようと
する方向は世界的な潮流になっている。アメ
リカ、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ
等の諸国では、一九八〇年代から納税者の権
利保護に関する法制度が急速に整備されてき
ている。アジアにおいても、一九九六年に韓
国の「国税基本法」が改正され、翌年には「納
税者権利憲章」が公布された。我が国の経済
社会が急速に国際化している現状において、
納税者の権利を含む税務行政手続の法的整備
はまさに急務である。

以上の点について、政府の見解を示された
い。

二 OECDが掲げる納税者の権利保護の基本原
理や諸外国の税務行政の適正手続に関する法制
度を参考にすれば、少なくとも次のような内容
をもった国税通則法の見直しが必要となら
ない。

・納税者は基本的に誠実であり、納税者が提出
した申告書は真実であると推定すること(納
税者の誠実性の推定)。

・税務調査を行う場合には、調査実施の一四日
までに書面により通知するものとする事
(税務調査の事前通知)。

・税務調査に際し、税理士等を代理人とするこ
とができる旨を税務調査通知書等で教示す
ること(税務調査における代理人選任権の教
示)。

・税務調査を行う場合には、調査対象税目、調
査を必要とする理由等を書面により開示す
ること(税務調査の理由の開示)。

・原則として個人の住居において調査を行うこ
とを禁止する。また、税務調査においては納
税者等のプライバシーを保護すること(税務
調査におけるプライバシーの保護)。

・税務調査が終了した場合において処分を行わ
ないときは、速やかに書面によって調査終了
を通知すること。また、税務調査に際して行
政指導を行う場合には書面によって行うこと
(調査終了の通知)。

・同一税目で同一期間に関する再調査を行うこ
とは原則としてできないものとする(重
複調査の禁止)。

・手続規定に違反して行われた税務調査に基づ
く処分は無効とすること(違法調査の無効)。

以上のような改正について、政府の見解を示
された。
右質問する。

平成十二年一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 青木 幹雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員齋藤勲君提出税務行政における適正
手続の法的整備に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

参議院議員齋藤勲君提出税務行政における
適正手続の法的整備に関する質問に対する
答弁書

一について

我が国における税務行政に係る手続に関して
は、各国税に共通的な事項である更正の請求、
更正又は決定、納付、不服申立て等の手続につ
いては国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)等において、各国税に固有な事項である確
定申告書の提出、青色申告書に係る更正、質問
検査等の手続については所得税法(昭和四十年
法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第
三十四号)等において、それぞれ必要な規定が
設けられ、独自の体系が整備されている。

御指摘の税務調査については、例えば、所得
税法第二百三十四条に質問検査権の行使の要件
及び相手方、質問検査権の内容等に関する規定
が設けられているが、最高裁判所の判例によれ
ば、同条の規定は、「質問検査権を行使しうべ
き場合につき、具体的な客観的な必要性のあ

ることを要件としており、質問検査の範囲、程
度、時期、場所等、権限ある収税官吏の合理的
な選択に委ねられていると解される実施の細目
についても、質問検査の必要と相手方の私利利
益との衡量において社会通念上相当な限度内と
いう制限を課して客観的にその範囲を画定して
いると解されている(昭和五十八年七月十四日
最高裁判所判決)。また、同法第二百三十六条
には、税務調査の際の身分証明書の携帯等に関
する規定が設けられている。さらに、国税庁に
おいて税務行政を遂行する上での基本原則を税
務職員に示した税務運営方針(昭和五十一年四
月一日)等においても、一般の税務調査の際に
は事前通知の励行に努めること等とされてお
り、これらにより税務調査は適正に実施されて
いる。

なお、国税に関する法律に基づく処分等(酒
類の製造免許等に係るものを除く)について
は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び
国税通則法により行政手続法の規定の一部を適
用しないこととされているが、これらの処分等
についても、国税通則法その他の国税に関する
法律(以下「各税法」という。)等において必要な
規定が設けられ、独自の手続体系が整備されて
おり、行政運営の公正及び透明性は確保されて
いる。

税務行政については、右に述べたとおり、各
税法の規定等により必要な手続が整備されてお
り、これに基づき、納税者の理解と協力を得つ
つ、効率的に遂行されていると考える。また、
諸外国の納税者の権利保護に関する法令に規定
されているような納税者の権利については、日

本國憲法第八十四條に定められているいわゆる租税法律主義の下、各税法において具体的な規定が設けられているものがあること及び各税法の具体的規定等の趣旨に則した適正な税務行政により、基本的にその保護が図られている。

したがって、御指摘のような理由に基づいて国税通則法の改正を行うことは考えていない。

御指摘の見直し項目は、必ずしも経済協力開発機構(OECD)の報告書(納税者の権利及び義務)や諸外国の納税者の権利保護に関する法令等に共通して掲げられているものではないと承知している。例えば、アメリカ合衆国の「納税者権利章典」及び「納税者としてのあなたの権利」においては、納税者の誠実性の推定、通常の税務調査の事前通知、個人の住所等における調査の禁止及び違法な調査に基づく処分が無効に関する項目は掲げられていないと承知している。国により課税方式、税務調査の方法、挙証責任の所在、不服申立制度等に違いがあることを考慮すれば、諸外国の納税者の権利保護に関する法令等に掲げられている項目のすべてを我が国の制度に採り入れることが必要となるわけではない。

我が国の税務調査については、調査の目的を達成することができなくなるような場合を除いて事前通知を行うこと、必要に応じて概括的な調査理由の開示を行うこと、プライバシーの侵害となるような行き過ぎた調査が行われないよう十分に配慮すること、実地調査の結果何らの非違も認められない納税者に対して書面により調査結果の通知を行うこと、再調査は新たな資

料情報によって先の調査で把握した所得金額が過少であることが判明した場合等に行うこと等、所得税法第二百三十四條を始めとする各税法の規定等の趣旨に則して、納税者の権利に配慮した適正な運用が行われている。

また、御指摘のような内容の国税通則法の改正については、納税申告書の記載が真実であると推定することはその記載の真実性及び正確性を確認するための調査が必要とされる現状に合致しないこと、税務調査の事前通知を行うことによって帳簿書類が隠匿される等のおそれがあること、調査前に具体的な調査理由を開示することは困難であること、税務調査の際の行政指導を書面で行う場合には書面の作成に相当の時間を要し調査期間が長くなること等の問題があることを考える。

したがって、御指摘のような内容の国税通則法の改正を行うことは考えていない。

消費税法上の各種届出書等の提出時期の延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によって提出する。

平成十一年十二月十四日

齋藤 勁

参議院議長 齋藤 十朗殿

消費税法上の各種届出書等の提出時期の延長に関する質問主意書

「各種届出書等」という。)の提出期限については、

現行法で適用事業年度開始前日までに提出することとなっている。

ところで、消費税法上の徴収手続規定は、事業者を納税義務者と定め、消費者が負担した消費税を収納し、納税義務を履行している。この過程において、中小企業の事業者は難解な徴税事務の負担を担っているが、消費税法上の各種届出書等の提出の時期を間違ふことにより、事業者である納税義務者が納付すべき税額に大きな差異が生ずることは、納税義務者にとって不利益となる。よって各種届出書等の提出については是非の判断が重要である。この判断は、事業者である納税義務者が自らの企業の内容を正確に把握し、今後の方針を決定する決算の時期でなければ難しい。

このような中、各種届出書等の提出期限を延長し、「その適用を受けようとする前事業年度の申告書の提出期限までとする」と消費税法における手続規定を改正すべきとの要望が、特に中小企業を中心としてある。

したがって、煩雑となっている手続規定をこのように改正し、誤りをなくしていくことが必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十二年一月十四日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 青木 幹雄

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員齋藤勁君提出消費税法上の各種届出書等の提出時期の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋藤勁君提出消費税法上の各種届出書等の提出時期の延長に関する質問に対する答弁書

消費税は、消費一般に広く負担を求める間接税であり、事業者を納税義務者として取引の各段階における売上げに対して課税されるが、中小事業者の事務負担等に配慮して、事業者免税点制度及び簡易課税制度が設けられている。

この事業者免税点制度及び簡易課税制度に関する届出書については、御指摘のように、原則として、これらの特例措置の適用を受けようとし又は受けることをやめようとする課税期間の開始前に提出することとされているが、これは、課税事業者であるか否かが消費税相当分の価格への転嫁の有無に影響を及ぼすこと、簡易課税制度を選択するか否かにより売上げや仕入れに関する記帳義務の内容が異なること等から、これらの特例措置の適用の有無を課税期間開始前に確定しておくことが適正な課税の実現等のために不可欠であることによるものである。

また、これらの特例措置は、中小事業者の事務負担等に配慮して設けられたものであることから、その選択は、本来、設備投資等の経営方針との関係で納付税額が有利になるか不利になるかという考慮に基づき行われるべき性格のものではない。

仮に、課税事業者選択届出書の提出時期を課税事業者となろうとする課税期間の直前の課税期間に係る申告書の提出期限までとすることとすれば、課税事業者となることを前提として消費税相当分を価格に転嫁していた事業者が課税事業者選択届出書を当該申告書の提出期限までに提出せず

免税事業者にとどまることとなった場合には、結果としていわゆる「益税」の発生を制度的に容認することとなり、消費税に対する信頼を損なうものと考ええる。

したがって、これらの届出書の提出時期を変更することは困難である。

東京の廃棄物問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十四日

中村 敦夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

東京の廃棄物問題に関する質問主意書

東京の廃棄物問題に関する質問へ、答弁書(平成十一年四月二十三日付け。以下「答弁書」という。)において、依然として不明の点があるため、以下のとおり質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁していただきたい。

一 柳泉園組合が東京都に提出した「事後調査報告書」(工事の施行中(その一)柳泉園組合清掃工事建設事業(平成十一年二月)柳泉園組合作成)によると、十七頁の表二・三「三三三工程」の中で、当初平成九年度中に予定していた第一期工事の「杭・山留工事」が同年度中には行われず、平成十年度に行われたことが、工事実績として示されている。また、プラント工事は、当初の予定としても平成十年度途中から開始されることになっており、この事後報告の作成(平

成十年九月以降)時点でも何らの工事実績がないと示されている。

同組合が補助金交付申請した燃焼用火格子支持架台を含む燃焼設備の製造工事は、このプラント工事の一部である。同組合は、環境影響評価の事後調査報告書においてプラント工事の実績がないと報告しつつも、政府への補助申請では竣工したと実績報告書に記載しているが、それに対する政府の見解を明らかにされたい。

二 事後調査報告書八十六頁(平成十年六月撮影写真三・四)「山留め壁の設置状況」によると、その撮影時点で、工事現場にブルドーザーが入り穴を掘っている状況であったことが示されている。

この写真から、柳泉園組合が補助金交付申請をした時点(平成十年三月十日)で、平成九年度中に同組合所在地(東京都東久留米市下里四丁目三番地十号)を施行場所として、燃焼用火格子支持架台の製作を行っていないことが明白であると考え、政府の見解を明らかにされたい。

三 「答弁書六の1から6までについて」について

1 「平成九年度には燃焼用火格子支持架台を含む燃焼設備の製造の事業を行い、当該燃焼設備の設置等の事業は平成十年度以降に実施」とあるが、交付申請書によると「製作」と記載され、「製造」と「設置」に分けられていない。この答弁は、何を根拠としているのか。また、当初の予定では、平成九年度の補助対象事業は「杭・山留工事」であったが、変更の経緯はどうなっているのか。それぞれ明らかにされたい。

2 「共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費は、当該燃焼設備の製造工事に伴う水道光熱費、管理費等の経費である」とあるが、一で示したとおり、柳泉園組合が「当該燃焼設備の製造工事を同組合所在地で行っていないことは明白である。実際、同組合自身も、火格子支持架台等、燃焼設備の部品の生産を請負業者の住友重機の工場内で行ったとして、その部品の出来形に対して代金を支払ったことを明らかにしている。

通常は、生産代金に、材料費、加工組立費、その他水道光熱費等の間接経費を含むが、なぜ、同組合は、メーカー工場内での生産に対して水道光熱費等の諸経費を別途支払い、政府はそれを認めたのか、法的な根拠とともに理由を明らかにされたい。

3 「燃焼設備については、建築基準法第六条の規定に基づく建築確認を受ける必要がない」とあるが、清掃工場建屋の建設工には建築確認が必要であり、その建屋ができていない状況でプラント工事の着工はあり得ないと考える。また、保守点検や管理費用等の点を考えて、プラントを設置する一年以上前からプラント用構成部品の生産に入る必要もなく、生産部品に対して先に代金を支払うということも通常ならば考えられない。

燃焼設備は、実際に設置し、試運転して初めて稼働可能か否かが判断できる。だが、炉本体、火格子に加熱した空気を送る装置、火格子の可動部分を動かすためのシンリンダー、モーターを含む駆動装置、支持架台をすえつける炉壁等がない状態で、何を製作完成させ

たというのか、理解に苦しむ。

この点について、平成九年度中に予定していた第一期工事の「杭・山留工事」に入らなかったため、燃焼設備の製作をしたことにして補助交付を予定通り受けようとしたのではないかという指摘がなされていると聞くが、政府の見解を明らかにされたい。

四 「答弁書六の7について」について

1 柳泉園組合は、平成十年度の交付申請として、プラント工事に「受入供給設備」「燃焼設備」「燃焼ガス冷却設備」「排ガス処理設備」「余热利用設備」「通風設備」「灰出し設備」「電気設備」「雑設備」等の各種機器の製作を平成十一年三月三十一日までに柳泉園所在地にて行うとして、国庫補助申請を行っている(平成十一年三月十五日)。

しかし、同組合が平成十一年六月に同組合議会に提出した報告書によると、建屋が未完であり、諸設備の設置を平成十一年度中に行うとしている。そして、柳泉園所在地で交付申請書に記載された各種機器も製作されていない。

なぜ、政府は、このような状況であるにもかかわらず、補助金(平成十年度)を交付し、平成十一年度分まで前倒しできたのか、明らかにされたい。

2 灰熔融炉建設第二期工事予定を止めたことに伴い事業計画が変更されたことによつて、第一期工事として予定していた建設工事の設計内容も変更され、その変更により約三カ月かかることが平成十一年十二月の柳泉園議会で明らかになった。

なぜ、政府は、事業全体に影響を与える変更がなされたにもかかわらず、変更以前の計画に基づき補助交付をしたのか、明らかにしたい。

右質問する。

平成十二年一月二十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出東京の廃棄物問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出東京の廃棄物問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の柳泉園組合清掃工場建設事業（以下「建設事業」という。）に係る事後調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、柳泉園組合（以下「組合」という。）が東京都環境影響評価条例（昭和五十五年条例第九十六号）の規定に基づき調査を行い、その結果を取りまとめた平成十一年二月に東京都に提出したものである。

当該調査の目的が、建設事業による施工場所及びその周辺の環境に与える大気汚染、騒音等を把握することであることから、調査報告書の対象となる工事は、建設事業の施工場所において行われる工事であり、組合が平成九年度に実施した燃焼用火格子支持架台（以下「支持架台」という。）の製作は、建設事業のプラント工事の一環として行われたものであるが、支持架台の製作を請け負った業者の工場内において実施されたことから、調査報告書の対象となる工事に

該当せず、調査報告書に支持架台の製作の記載がなされなかったものである。

一方、御指摘の平成九年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十四条及び第二十六条の規定により、廃棄物処理施設整備事業の補助事業者である組合が平成十年四月に東京都に提出したものである。組合は、平成九年度に、国庫補助対象事業である支持架台の製作を完了したことから、実績報告書にその旨を記載して東京都に報告したものである。

二について

平成九年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に添付された事業計画説明書において記載されている施工場所は、平成九年度に、国庫補助対象事業である支持架台を設置する焼却施設の場所を示すものであり、当該施工場所において、支持架台の製作を行うことを意味するものではない。なお、支持架台の製作は、請負業者の工場内において行われた。

三の1について

交付申請書において記載された「製作」とは、「製造」と同じ意味である。支持架台を焼却施設に設置する事業は、平成十一年度の国庫補助対象事業となるものと考ええる。

また、交付申請書においては、国庫補助対象事業としては支持架台の製作のみが挙げられており、御指摘の「杭・山留工事を行う旨の記載はなく、変更申請もされていない。

なお、当該杭・山留工事は当初から組合の単

独事業として行われるものと承知しているところである。

三の2について

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」（昭和五十三年五月三十一日厚生省環第三百八十二号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）においては、補助対象事業費の算定方法を定めるとともに、算定に用いる経費区分及び各区分に計上すべき費用の内容を定めている。

交付要綱によれば、間接工事は、各工事部門に共通の、直接工事費以外の工事費及び経費であり、具体的には、共通仮設費として運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕損料、労務者輸送費及び安全費の各費用が、また現場管理費として労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費等の各費用が掲げられている。

廃棄物処理施設に係る設備の部品の製作については、一般の工業製品の工場での製作とは性格が異なり、各施設ごとに異なる設計仕様に基づく発注によりその都度製作されるものであって、製作する部品に応じ、工場内での部品の製作に必要な機材、工具類の準備及び後片付け、製作した部品の品質検査、材料置場の営繕、安全施設の設定等に係る費用がその都度生じ得るものであることから、直接工事を構成する材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械器具損料）とは別に、当該製作の場所である工場を現場として、間接経費に相当する前述の各経費が生じ得るものである。

平成九年度に、組合から、建設事業の一環として、第一期工事の焼却炉設備の部品である支

持架台の製作の事業を国庫補助対象事業として実施する旨の交付申請が行われたことから、当該事業について、交付要綱に基づき、直接工事費及び間接工事費等の各経費を認め、国庫補助金を交付したものであり、特に問題はないものと考ええる。

三の3について

支持架台を含む燃焼設備の製作は、必ずしも焼却施設の建屋内で行う必要はないこと、また、建屋の建設と並行して当該設備の製作を行うことは、建設事業の工期の短縮等にもなることから、建屋の建設と当該設備の製作を並行して行うことは、廃棄物処理施設の事業では、広く行われているところである。

また、交付申請書においては、平成九年度に国庫補助対象事業として「杭・山留工事」を行う旨の記載はなく、実績報告書においては、支持架台を製作する事業が完了した旨が報告されており、御指摘のような事実関係については承知していない。

なお、支持架台は、燃焼設備の重要な構成部品であり、当該燃焼設備を含む焼却施設の完成後請負業者により適切な性能確認試験等を行わせることとしている。

四の1について

建屋が未着工であっても、焼却施設内に設置される燃焼設備を含む各種設備を請負業者の工場で作成することは可能であり、御指摘の平成十年度の国庫補助対象事業とされた各種設備の製作は、請負業者の工場で順次進められており、組合が平成十一年六月に組合議会に提出した報告書においても、その旨の記載がなされているところである。

したがって、組合は、適切に国庫補助対象事業を行ってきており、平成十年度の国庫補助金交付及び平成十一年度分の国庫補助金の前倒し交付を組合に対し行うことは問題がないものと考えらる。

四の2について

御指摘の変更は、建設事業のうち、組合が平成十二年度及び平成十三年度に予定していた第二期工事の灰溶融炉設備の建設の中止等に係るものであり、第一期工事の焼却炉設備の建設に、何ら影響を及ぼすものではなく、平成十年度の国庫補助対象事業に影響を与えるものでもないことから、平成十年度の国庫補助金を組合に交付したものである。

石油公団の業務改善等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

海野 義孝

参議院議長 斎藤 十朗殿

石油公団の業務改善等に関する質問主意書
民間会社の石油開発を支援するため、石油開発公団(昭和五十三年に石油公団に名称を変更)が設立されたのは昭和四十二年であった。その後、昭和四十八年と昭和五十四年に起きた二度のオイル

ショックによって、石油公団の意義は飛躍的に高まり、原油の中東依存体質から脱却するという国家目標を掲げて、通産省・資源エネルギー庁は、石油の安定供給のために自主石油開発を積極的に推進してきた。石油公団は、巨額の出融資をして、多くの石油開発会社の設立に力を注いできた。石油探鉱はリスクが大きいので、石油公団は開発会社に、開発費の七割を限度に出融資を行っている。探鉱が失敗した場合、石油公団は出融資金の返済を求めないことになっている。リスクを伴う仕事を行う特殊法人たる石油公団の使命は大い。ただ、国民の税金を使う以上、開発には慎重の上にも慎重を期す必要がある。これまで石油公団が出融資した石油開発会社は、二八九社、総額一兆八五九二億円に達している。このうち、一六五社が清算され、現存する会社は一二四社である。しかも、一二四社のうち、累積赤字の出していない会社はわずか一社に過ぎない。油田の自主開発の実態は依然として分かりにくく、石油公団の財務の改善と情報公開を急がなければならぬ。このことを踏まえ、以下質問する。

一、平成十一年二月二十五日に提出された石油公団開発事業委員会報告書(以下「開発事業委員会報告書」という。)では、「石油公団が石油開発事業に対し多額の財政資金をリスクマネーとして供給するものであるから、情報開示についてはその徹底を図る必要がある、出融資先会社の有価証券報告書なみの情報開示、石油公団と出融

資先会社との間での全部連結決算の導入が必要である。」との指摘がなされている。平成十事業年度決算報告において、情報開示、連結決算等において、どのような改善がなされたか示されたい。

二、平成十事業年度財務諸表の末尾に添付されている石油公団監事の意見については、「平成十事業年度の財務諸表及び決算報告書について監査の結果、適正であることを認めます。」とされているが、この「財務諸表」には「平成十事業年度貸借対照表及び損益計算書の付属明細書」も含まれるか。仮に含まれない場合には、その内容の客観的適正さについて責任を負うのは誰か。監事が監査を行うにあたり、精査を行った資料の種類、量及び動員されたスタッフの人数、所要期間を具体的に明らかにされたか。

三、開発事業委員会報告書では、石油公団の事業運営や会計処理については、「公認会計士の任意監査(公認会計士が監査証明に責任を負うもの)による外部監査の充実が必要である」との指摘がなされている。今回の決算報告書において、公認会計士の任意監査がどのような形で行われたか示されたい。また、その結果、問題が指摘された点があれば、明らかにされたい。また、任意監査が実施されなかった場合、その実施しなかった理由を明らかにされたい。

四、投融資損失引当金については、平成十事業年度決算から、個別に算定した損失見込額が計上

されているが、その具体的な算定根拠を示されたい。また、投融資損失引当金に係る規定は、どのように改正されたか、その内容を示されたい。加えて、平成十事業年度に新設された債務保証損失引当金に係る規定の内容を示されたい。

平成十事業年度財務諸表によると、債権発行費について、従来五年間で均等償却されていたものを十年間に延長した理由は何か。また、これは重要な会計方針の変更にあたらないか、政府の見解を示されたい。

さらに、保有株式売却等による含み益を実現し、欠損金を処理するため、中期計画を策定中とあるが、どんな作業をしているのか。策定中であるのなら、いつ結果が出るのか示されたい。

五、平成十事業年度決算では、三三四億円の損失金が計上されるとともに、一般勘定の政府出資金が六〇一億円増額(前年度比約六〇%増)されている。こうした巨額の損失の発生及びそれに対する税金等による穴埋めについて、総裁以下役員の経営上の責任をどのように認識しているか。また、こうした巨額損失の発生について、国民への説明責任をどのように果たしているか示されたい。

また、前総裁に対し、当時の通産大臣により支払が止められていた退職金が支払われたと報じられているが、支払を行った理由及び前総裁

の経営上の責任に対する政府の見解を示された
い。

六、役職員の退職給与引当金について、從來、自
己都合で退職した場合の期末要支給額の百分の
五十相当額を計上していたものを、平成十事業
年度から全額を計上することとした理由は何か。
また、改定された退職給与引当金に関する
規定の内容を明らかにされたい。

七、二の付属明細書では石油公団の長期損益見込
みについて、過去の実績値に蓋然性を加味し、
最終損益見込みとして上限としては四六八〇億
円の黒字、下限としては六九六〇億円の赤字が
出ると試算している。仮に、この下限のような
大幅な損失が生じた場合、石油公団は税金の投
入以外にどのような対応策を講ずる所存か。ま
た、石油公団が保有する株式等が想定された通
りの資産価値を有しないと判明した場合、どの
ような対応策を考えているか。この推計におい
ては、回収の見込みが低いとして財務諸表に計
上されていない棚上利息は、損失として扱われ
ているか。もし、損失として扱われていない場
合には、損失として扱った場合の損益見通しの
額を再計算し、それを示されたい。

石油公団自体の財務内容が極めて悪化してい
る現状に鑑み、常勤役員の大規模削減等、抜本的
組織改革を行う意向はないのか。

八、国会における政府答弁等において、我が国の
石油開発コストは、世界の主要企業（メジャー）

と比較しても遜色ないとの認識が示されている
が、その客観的根拠を示されたい。

メジャーの追加埋蔵量確保に要するリプレー
スメント・コストと石油公団の同コストの比較
については、すでに試みられているが、総務庁
行政監察局の「特殊法人に関する調査結果報告
書」公団の財務内容等を中心にして「によれば
「両者のコスト比較においては、そもそも比較
の方法やベースとなる諸条件が著しく異なっ
ていることから、両者を単純に比較して結論を
導き出すことは困難」であり、「コストの算出方
法の共通化を図った上で比較を試みるなどの対
応が必要である」とされている。このように前
提条件を見直した上でリプレースメント・コス
トを算出したものがあれば示されたい。

九、本年九月十三日、石油公団は、ジャパン石油
開発（株）に対し、同社に対する貸付金の出資へ
の振替や貸付金利息の無利息化等の特別措置を
発表した。こうした特別措置については、開発
事業委員会報告書において、「特別対策を実施
する際の考え方や手順、内容、会計処理のルー
ルについては明文化されておらず、また、特別
対策の内容についての情報開示は、再建検討委
員会報告書がそれを公表するまでは行われてい
なかった。特別対策は石油公団の財務に与える
影響が大きいことから、実施する際の考え方、
手順、内容や会計処理についてルールを明確に
するとともに、その効果についてもフォロー

アップと情報開示を行い、国民に対する説明責
任を果たす必要がある。」と指摘されているとこ
ろである。ジャパン石油に対する貸付金の出資
への振替、金利の減免等は、どのような手続に
より行われ、また、どのような会計処理が行わ
れたのか。過去三回の特別措置を含め示され
たい。また、国民に対する説明責任をどのように
果たしたか、明らかにされたい。

十、開発事業委員会報告書によれば、「石油公団
の業務は、石油開発事業に対し、多額の財政資
金をリスクマネーとして供給するものであるか
ら、常に効果的・効率的な事業の実施を図るた
め、実施状況について不断の見直しを行い、適
切な措置をすることが求められる」とある。こ
れによれば、情報の迅速な開示は当然の義務と
考える。民間企業の情報公開よりも厳しくし
るべきと思う。平成十一年事業年度上半期（中
間期）の財務諸表及び決算報告書は公開され
るのか。公開されないとするならばその理由を示
されたい。

十一、石油公団の経営体質がこれまでのように税
金の投入を前提としたままでは、国家財政自体
が逼迫している折、その破綻は免れない。した
がって、こうした事態を回避するため、例え
ば、石油公団と新エネルギー・産業技術総合開
発機構（NEDO）を統合し、「エネルギー公団」
とし、組織自体をスリム化するとともに、日本
のエネルギー政策全体を支える観点から、環境

にやさしい新エネルギーの研究・調査・開発等
にもその事業範囲を広げ、エネルギーのベスト
ミックスの実現を図ることも可能であると思
うが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成十二年二月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員海野義孝君提出石油公団の業務改善
等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員海野義孝君提出石油公団の業務
改善等に関する質問に対する答弁書

一について

石油公団（以下「公団」という。）は、平成十事
業年度に係る決算報告の際、新たに、公団の石
油開発事業に係る長期損益見込み及び保有株式
の評価益試算、公団の出資先会社に対して持分
法（公団が、出資先会社の純資産及び損益のう
ち、公団に帰属する部分の変動に応じて、その
投資勘定を各事業年度ごとに修正する方法をい
う。）を適用した場合の試算等を附属明細書に記
載し、これを公表したと承知している。

なお、公団は、平成十二事業年度に係る決算
において、公団の出資先会社を連結子会社とす
る連結財務諸表を作成することとしており、そ

のための準備を進めていると承知している。また、公団の出融資先会社のうち、平成十一年三月に決算期を迎えた会社から、順次、企業内容等の開示に関する省令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第十五条第一号イの規定する有価証券報告書に準ずる事業報告書を作成し、その公開を行っているものと承知している。

二について

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号。以下「公団法」という。)第二十三条の規定によれば、公団の財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書とされており、附属明細書は公団の監事が意見を付けなければならない財務諸表には含まれないが、公団の監事は、平成十事業年度の財務諸表及び決算報告書に記載された内容について監査を行うに当たり、附属明細書に記載された内容についても監査を行った上で、財務諸表及び決算報告書について、適正であることを認める旨の意見を付けたものと承知している。

また、この際、公団の監事は、平成十事業年度が終了した直後から財務諸表及び決算報告書に関する意見を付けるまでの約三か月間にわたり、十三名の公団の職員の協力を得ながら、総勘定元帳及び支出負担行為簿等の帳簿、書類その他の物件の検査等を行ったと承知している。なお、検査等を行った物件は膨大な量に及んでおり、かつその形態も様々であることから、そ

の量を明確に回答することは困難である。
三について

公団は、平成十事業年度に係る決算報告の際、大蔵大臣の諮問機関である企業会計審議会が職業的監査人が遵守すべきものとして定めた「監査基準」(昭和三十一年十二月二十五日大蔵省企業会計審議会中間報告)等に基づき、実査、閲覧、帳簿突合等の手続により、公認会計士による任意監査を実施したと承知している。

当該監査の結果、監査法人から、公団に対し、公団の財務諸表等は、公団法、石油公団の財務及び会計に関する省令(昭和四十二年通商産業省令第百三十八号)、公団の内部規則である会計規程(以下「会計規程」という。)等に準拠して作成されているものと認める旨の監査報告書が提出されており、問題点は指摘されなかつたと承知している。

四について

御指摘の公団が個別に算定した損失見込額については、原油・ガスの販売価格及び為替レートの過去十年間の平均値を前提とし、現在確認されている埋蔵量に基づき合理的と判断される出融資先会社の生産計画を基礎として、公団が、資金収支見通しに基づく分析を行い、合理的かつ客観的に見積もることが可能な長期の一定期間において、損失の発生が見込まれる額として算出した結果であると承知している。

では、公団は、以前は、昭和六十三年に策定された「投融資損失引当金の繰入及び戻入について」と題する公団の内部規則により、投融資損失引当金の繰入額の上限のみを定めていたが、平成十二年六月にこれを改正し、繰入額の上限の定めを廃止して、個別の出融資先会社ごとに、資金収支見通しに基づく分析を行い、合理的かつ客観的に見積もることが可能な長期の一定期間において、損失の発生が見込まれる額が、前年度引当金残高から引当金の取崩額を差し引いた額を上回る場合にはその上回る額を繰入額として計上し、下回る場合にはその下回る額を特別利益として計上するとの規則を新たに定めたことと承知している。また、債務保証損失引当金に係る規定については、公団は、平成十一年六月に、個別の債務保証先会社ごとに、資金収支見通しに基づく分析を行い、合理的かつ客観的に見積もることが可能な長期の一定期間において、公団の保証債務のうち履行が見込まれる額が、前年度引当金残高から引当金の取崩額を差し引いた額を上回る場合にはその上回る額を繰入額として計上し、下回る場合にはその下回る額を特別利益として計上するとの規則を新たに定めたことと承知している。

欠損金の処理については、公団は、現在行われている石油審議会における公団の保有株式の売却の在り方等に関する審議の結果を踏まえ、強靱な石油開発産業体制を構築するための中核的企業の育成等も視野に入れつつ、保有株式の売却収入等による欠損金の処理に係る計画を策定するための準備を行っているものと承知しているが、当該計画の策定が終了する時期については、現在、石油審議会における議論が継続して行われているところであることから、明確に回答することは困難である。

五について

御指摘の一般勘定に係る政府出資金の増額は、平成十事業年度における探鉱投融資の実施及び債務保証基金への繰入れに充てており、損失金の処理に充てたものではなく、また、平成十事業年度に係る決算報告においては損失金が増計上されているが、その理由は、四について述べたとおり、投融資損失引当金について新たな計上基準に基づく引当金の増増しを行うとともに、新設した債務保証損失引当金の計上を行った結果であると承知している。

いずれにせよ、政府としては、公団における損失金については、今後とも、国民への徹底した情報の開示を行うとともに、業務の改善の着実な実施及び効率的な事業の運営に努めることによりこれを削減していくことが公団の責務であると考えている。また、公団は、平成十事業

年度に係る決算について、財務諸表の公開に加え、損失金の発生理由等の情報を報道機関に提供することにより、国民への情報の開示に努めているものと承知している。

前総裁に対する退職金の支払については、公団において、その在任中に置かれていた状況等を総合的に考慮した結果、前総裁本人に職務上の問題があったものとは認められないと判断し、公団の内部規則に基づきこれを行ったものと承知している。

六について

退職給与引当金に係る規定については、公団は、以前は、事業年度末日において、職員が自己の都合により退職した場合の退職手当支給額の百分の五十相当額から、当該事業年度末引当金残高を控除した額を退職給与引当金に繰り入れるものと定めていたが、平成十一年六月に、公団の財務内容を更に健全化させるとの観点からこれを改正し、職員が自己の都合により退職した場合の退職手当支給額の全額から、当該事業年度末引当金残高を控除した額を退職給与引当金に繰り入れるとの新たな規則を定めたものと承知している。なお、役員については、従来から、退職手当要支給額の全額から、当該事業年度末引当金残高を控除した額を退職給与引当金に繰り入れるものと定めており、御指摘のような変更は行っていないものと承知している。

七について

欠損金の処理については、公団は、現在行われている石油審議会における公団の保有株式の売却の在り方等に関する審議の結果を踏まえ、強靱な石油開発産業体制を構築するための中核的企業の育成等も視野に入れつつ、保有株式の売却収入等によって行うものと承知している。

公団が保有する株式等の資産価値は、原油価格及び為替レート等によって変動するものであることから、公団は、その売却時期等を慎重に見極めつつ、保有株式を売却するための中期計画を策定するための準備を行っているものと承知している。

御指摘の財務諸表に計上されていない棚上利息については、公団において、その回収可能性を評価した結果、回収可能性が低いと判断したため、収益や資産に計上しなかったものであり、仮に将来回収不能となっても、新たに損失として計上されることはならず、損益見通しに影響を及ぼすものではない。

公団においては、従来から、「特殊法人等の整理合理化について」(平成九年十二月二十六日閣議決定)等を踏まえ、業務の合理化及び効率化を推進するとともに、人員の計画的な削減及び必要に応じた組織の再編を行っているものと承知している。

八について

これまでに政府が示してきた我が国の石油開

発コストは、昭和四十二年度から平成七年度までの間に支出した探鉱費及び開発費の累計額を、当該期間中に公団の出融資先会社が我が国へ輸入した原油の量の累計と、平成七年末時点において世界で賦存が確認されていた原油の埋蔵量(当該出融資先会社が探鉱権を有するものに限り)とを合計した量で除することにより算出したものである。他方、欧米の石油開発会社の石油開発コストは、当該年に支出した探鉱費及び開発費の合計額を、前年末時点において高い信頼性をもって採取が可能であると想定された世界の原油の埋蔵量(当該石油開発会社が探鉱権を有するものに限り)に対する当該年末時点での当該埋蔵量の増加分で除することにより算出されているが、その数値は石油開発会社や事業年度によって異なるところ、前記方法により算出した我が国の石油開発コストの数値がその範囲内であったことから、御指摘のような認識を示してきたものである。

なお、御指摘の総務庁行政監察局による指摘を踏まえ、現在、公団において、石油開発コストの比較について、欧米の石油開発会社が採用しているものと同様の手法による試算に向けた準備を行っているところであると承知している。

九について

公団は、昭和六十一年九月に実施した第一次特別措置では、貸付金債権(以下「貸付金」とい

う。)の一部の出資金への振替、貸付金から発生する利息の支払猶予及び貸付金の元本の返済猶予を、平成元年九月に実施した第二次特別措置では、貸付金から発生する利息の支払猶予及び貸付金の元本の返済猶予を、平成七年九月に実施した第三次特別措置では、貸付金から発生する利息の支払猶予、貸付金の元本の返済猶予及び特別負担金(公団の貸付けに係る探鉱事業が恒常的生産段階に達した場合に、公団の出融資先会社から生産量に応じて徴収するもの。)の支払猶予を、平成十一年九月に実施した第四次特別措置では、貸付金の一部の出資金への振替、貸付金等の無利子化、貸付金の元本の返済猶予、これまで支払を猶予してきた利息及び特別負担金の再度の支払猶予並びにその後の特別負担金の支払義務の免除を、それぞれ行ったと承知している。

各特別措置の手續については、貸付金の一部の出資金への振替は通商産業大臣の認可(公団法第十九条第二項)を、貸付金の元本の返済猶予は同大臣の承認(公団の業務方法書第十五条)を、貸付金の無利子化は同大臣の承認(公団の石油開発事業に対する資金貸付細則第十一条)を、それぞれ得た上で行われており、その他の措置については、所管省庁等との協議を踏まえて実施されている。

各特別措置の会計処理については、貸付金の一部の出資金への振替は、公団が、ジャパ

平成十二年二月十五日 参議院會議録追録 質問主意書及び答弁書

油開発株式会社から当該振替相当額の返済を受けることにより行われているため、公団の貸借対照表の勘定科目である「貸付金」を当該額減少させるとともに「現金・預金」を同額増加させ、その後、同日付けで同社に当該額を出資しているため、当該勘定科目である「現金・預金」を同額減少させるとともに「出資金」を同額増加させるとの会計処理を行い、また、貸付金から発生する利息の支払猶予は、将来回収が見込まれるものに限り、当該勘定科目である「長期未収金」を当該額増加させるとの会計処理を行ったが、その他の措置については、特段の会計処理を要しないものであるため、これを行わなかったと承知している。

公団は、平成十事業年度に係る決算報告の際、附属明細書において、第一次、第二次及び第三次特別措置について、その内容を公表したと承知している。また、第四次特別措置については、公団は、その実施内容について、報道機関への情報提供を行ったほか、平成十一事業年度に係る決算報告の際、附属明細書にも記載する予定であると承知している。

十について

公団法第二十三条の規定によれば、公団は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に決算報告書を添えて通商産業大臣に提出し、その承認を受けた後に財務諸

表及び決算報告書等を公開することとされていることから、公団においては、平成十一事業年度上半期(中間期)に係る財務諸表及び決算報告書は作成していないと承知している。

十一について

公団の出融資事業については、高いリスクを伴う石油開発事業に対して資金を供給するものであり、当該事業が不成功に終わり、出融資に係る資金の回収が不可能となる場合がある一方、その損失を成功した石油開発事業からの配当、株式売却収入等で埋め合わせるよう制度設計されており、全体として、税金による損失の穴埋めを行うことなく公団が業務を実施することとなっているが、政府としては、現在石油審議会において行われている今後の石油開発産業の在り方についての審議の結果を踏まえ、公団の出融資事業がより一層効率的かつ効果的に実施されることが重要と考えている。

いずれにせよ、エネルギーの安定的かつ効率的な供給を図るための望ましい組織の在り方をも念頭に置きつつ、今後とも環境と調和のとれたエネルギー施策を実施してまいりたい。

保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問主意書

本年六月に保坂展人衆議院議員の携帯電話が盗聴された。折しも通信傍受法の審議の真っ最中であり、その審議中に起きた当該事件は、非常に不気味であり、審議の内容を左右しかねない重大なものであった。こうした事件の真実を知ることが、国会議員の責務であると考えている。当該事件につき、現在の捜査状況及び真実につき、政府はどのように把握しているのか、速やかに明らかにされたい。また、今後このような事件が起こらないようにするために、政府はどのような対策をするつもりか、併せて明らかにされたい。

右質問する。

平成十二年一月十四日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 青木 幹雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二四

参議院議員福島瑞穂君提出保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問に対する答弁書

御指摘の事件については、東京地方検察庁において、保坂展人衆議院議員からの電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)違反の罪の告訴等を受理して現在捜査中であるものと承知しているが、御質問は、捜査の具体的状況及び収集された証拠の内容にかかわる事項であるので、答弁を差し控えたい。

電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、同法により厳格に保護されており、これを侵す行為が同法第一百四条により処罰の対象とされているほか、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者については、同法第四十一条第一項の規定により、その事業の用に供する電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)で定める技術基準に適合するように維持することが義務付けられているところ、同条第二項において、当該技術基準は、「通信の秘密が侵されないようにすること」等が確保されるものとして定めなければならないとされている。政府としては、引き続き、電気通信ネットワークの安全性及び信頼性の更なる向上に向けた対応策について幅広く検討を行い、通信の秘密の確保に努めるとともに、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵す行為に対しては、今後とも厳正に対処してまいりたい。

行政機関における男女共同参画推進指針の策定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

行政機関における男女共同参画推進指針の策定に関する質問主意書

男女共同参画社会の実現を目指し、本年六月に男女共同参画社会基本法が成立・施行された。法律の前文には「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とあり、関係施策の推進にあたっては男女共同参画社会基本法を踏まえてはいけな

趣旨が明記されている。

この基本法の制定を受け、農林水産省は、基本法の趣旨に即して農山漁村における男女共同参画社会を実現していくための施策の展開に努めるため、「農山漁村男女共同参画推進指針」を十一月一日に発表した。基本法の趣旨に鑑みれば、各省庁とも直ちに指針を策定し男女平等社会の実現に向け、総合的かつ積極的な取組をすべきと考える。

以上の観点から、次の事項について質問する。

なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに

平易な文章で答弁していただきたい。

以下の行政機関は、男女共同参画社会基本法の趣旨に即し、男女共同参画社会の実現に関する指針を策定するか否か、明らかにされたい。策定する場合、策定期間とどのような観点から策定するのか明らかにされたい。策定しない場合は、なぜ策定しないのかその理由を明らかにされたい。

- 一、内閣官房
- 二、人事院
- 三、総理府
- 四、公正取引委員会
- 五、警察庁
- 六、金融監督庁
- 七、宮内庁
- 八、総務庁
- 九、北海道開発庁
- 十、防衛庁
- 十一、経済企画庁
- 十二、科学技術庁
- 十三、環境庁
- 十四、沖縄開発庁
- 十五、国土庁
- 十六、法務省
- 十七、外務省
- 十八、大蔵省
- 十九、文部省
- 二十、厚生省
- 二十一、通商産業省

- 二十二、運輸省
- 二十三、郵政省
- 二十四、労働省
- 二十五、建設省
- 二十六、自治省
- 二十七、消防庁
- 二十八、会計検査院

右質問する。

平成十二年二月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出行政機関における男女共同参画推進指針の策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出行政機関における男女共同参画推進指針の策定に関する質問に対する答弁書

男女共同参画社会の実現は、政府の最重要課題の一つであると考えており、そのためには、様々な分野における男女共同参画社会の形成を促進するための施策を総合的に推進することが重要であると認識している。

男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)においては、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進

に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならないとしている。個別の機関が必要に応じ御指摘のような「指針」を策定することは、施策を推進する上での一つの手法であると考えられるが、男女共同参画社会基本法においては、特に求められていない。

政府としては、今後、男女共同参画基本計画を策定し、同計画に基づき、政府一体となって男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の着実な推進に努めてまいりたい。

以下、個別の機関について述べる。

一 内閣官房

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌るものであり、政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、御指摘のような「指針」を策定することは考えていないが、今後、同計画を踏まえて適切に対応してまいりたい。

二 人事院

人事院においては、国家公務員における女性の採用・登用の拡大等について、平成十一年八月の人事院勧告の際の報告において基本的考え方を示し、各省庁と協議しつつ、幅広く検討を進めているところであり、これまでに、女性の採用の拡大について、女性の国家公務員志望者

が増加するよう女子学生を対象とした特別の募集活動を実施することとしているほか、各省庁に対し採用試験合格者からの女性の積極的な採用を要請しており、また、女性職員の登用の拡大について、幅広い職務経験の付与、研修参加等を通じ女性職員の育成を計画的に推進するよう働きかけを行うなどの取組を行っているところである。

人事院においては、さらに、男女共同参画社会基本法の趣旨、政府において策定される男女共同参画基本計画等も踏まえて、今後、どのように施策を推進していくかについて鋭意検討を進めてまいりたい。

三 総理府

総理府においては、現在、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について、男女共同参画審議会に調査審議をお願いしているところである。

政府全体として策定する同計画とは別に、総理府において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

今後とも、各省庁と連携しつつ、関係施策の着実な推進に努めてまいりたい。

四 公正取引委員会

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、公正取引委員会において御指摘の

ような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、今後、同計画を踏まえて適切に対応してまいりたい。

五 警察庁

警察庁においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策として、女性に対する暴力の根絶等のための各種施策を推進してきたところである。

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、警察庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

六 金融監督庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、金融監督庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

七 宮内庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、宮内庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、今後、同計画を踏まえて適切に対応してまいりたい。

八 総務庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、総務庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

九 北海道開発庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、北海道開発庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十 防衛庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、防衛庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように関係施策を推進していくかについては、自衛隊の任務の性格、母性の保護、プライバシーの保護等にも配慮しつつ、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十一 経済企画庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、経済企画庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してま

いりたい。

十二 科学技術庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、科学技術庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十三 環境庁

平成六年十二月十六日に閣議決定された環境基本計画において、四つの長期的目標の一つとして「参加」を掲げるとともに、公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現のための国民の役割について、「環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活かされるよう、女性の地位向上に係る施策とあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進めること(中略)について理解を深め、これに取り組むことが重要である」としている。

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、環境庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、今後、同計画及び環境基本計画を踏まえて適切に対応してまいりたい。

十四 沖縄開発庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、沖縄開発庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては

考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十五 国土庁

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、国土庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十六 法務省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、法務省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十七 外務省

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成が国際的協調の下に行われなければならないこと、また、その促進のために、国が外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとするを規定している。

外務省においては、これまで、国連婦人の地位委員会の委員国として男女共同参画社会の形成の促進に関する国連における議論に参加し、

近年では、本年六月に開催予定の女性三千年会議女性特別総会の成功に向けて積極的に貢献してきている。また、開発途上国における女性の自立及び地位向上のために、国連婦人開発基金(UNIFEM)等の国際機関への拠出を続けるほか、途上国の女性支援(WID)イニシアティブを通じた開発援助を行っている。

外務省においては、政府全体として策定する男女共同参画基本計画を踏まえながら、今後とも、前述の例のように、男女共同参画社会の形成に向けた国際社会の取組に積極的に参加する方針であり、現時点においては御指摘のような「指針」については策定する必要性を特段認めていない。

十八 大蔵省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、大蔵省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

十九 文部省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、文部省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十 厚生省

厚生省においては、女性の生涯を通じた健康を支援するための施策を推進するとともに、育児支援や介護支援を行うことなどにより、男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりたい。

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、厚生省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十一 通商産業省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、通商産業省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十二 運輸省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、運輸省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十三 郵政省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、郵政省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

画とは別に、郵政省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十四 労働省

労働省においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第四条に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針を策定すべく、現在検討を進めているところであり、この基本方針の策定により、労働の分野における男女共同参画社会の形成の促進を図るための取組の基本的考え方が明らかになるものと考えている。このため、男女共同参画社会基本法に基づき政府全体として策定する男女共同参画基本計画に加え、労働省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていない。

二十五 建設省

政府全体として策定する男女共同参画基本計画とは別に、建設省において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていないが、どのように施策を推進していくかについては、同計画を踏まえて検討してまいりたい。

二十六及び二十七 自治省及び消防庁

男女共同参画社会基本法は、都道府県が政府の定める男女共同参画基本計画を勘案して基本的な計画を定めなければならない旨を、また、市町村が基本的な計画を定めるように努めなければならない旨を規定しており、地方公共団体における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、各地方公共団体が自ら策定する基本的な計画に基づいて実施することとされている。このため、政府全体として定める男女共同参画基本計画とは別に、自治省及び消防庁において御指摘のような「指針」を策定することは、現時点においては考えていない。

二十八 会計検査院

会計検査院は、内閣から独立して国や法律で定められた機関の収入支出等の会計検査を行う機関であり、御指摘のような「指針」についてこれを直接策定する立場にはないものと承知している。

盗聴法と警察の信頼性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

中村 敦夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

盗聴法と警察の信頼性に関する質問主意書
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「盗聴法」という。)案の審議過程において、一九八六年に発覚した日本共産党幹部宅盗聴事件(以下「盗聴事件」という。)を取り上げて、野党議員や報道機関などから警察を信頼できないと追及された際、政府及び与党議員は、警察の信頼性が盗聴法成立の前提であることを主張した。

例えば、警察庁の林則清刑事局長は、一九九九年六月六日の読売新聞でのインタビューにおいて、盗聴事件に関して質問された際、「検察庁の捜査で警察官の関与が認められ、民事判決で盗聴行為が推認された。その事実を警察全体で厳罰に受けとめている。疑惑を招くことが絶対にないよう厳しく戒めている。どうか信じて欲しい」と答えている。

しかし、先般の神奈川県警察における警察官の覚醒剤使用もみ消し事件は、本部長を始めとする県警組織ぐるみの犯罪であることが判明している。刑事局長が「どうか信じて欲しい」と言っても、警察不信が世論に渦巻いていることは、新聞・雑誌などの投書欄などからも明らかであると考ええる。

よって、盗聴法の前提である警察の信頼性が崩れているため、政府は盗聴法の廃止や施行の凍結、延期など適切な措置を講じるべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

なお、答弁の際には、一九九九年六月二十九日の参議院法務委員会において、修正案提出者の笹川堯衆議院議員が、「我々国会議員が法律をつくって捜査当局に与えましても、これは永久に与えるわけにはいかない。国民の信託を得た我々が捜査当局が間違いをどんどん犯せばこれは返してもらうというか取り消させていただくとか、そういうことに将来なる可能性は十分にございます」と答弁していることにも留意されたい。

右質問する。

平成十二年一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 青木 幹雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出盗聴法と警察の信頼性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出盗聴法と警察の信頼性に関する質問に対する答弁書
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号。以下「通信傍受法」という。)においては、傍受令状による犯罪関連通信の傍受について極めて厳格な要件を定めるとともに、傍受の実施における第三者の立会い、関係者の不服申立て等の手続を規定し、さらに、通信の秘密を侵す行為の重罰化を図るなど、関係者の権

利保護及び処分の適正な実施の担保に十分配慮しているところである。また、今後、通信傍受法に基づく通信の傍受を適正に実施するための方法その他の事項を国家公安委員会規則で定めるほか、警察庁において、都道府県警察に対して必要な指導を行うこととしている。

また、大多数の警察職員が日夜職務に精励している中、一連の不祥事案によって国民の警察に対する信頼を損なったことは誠に遺憾であり、警察においては、国民の信頼の回復に向けて不祥事案再発防止対策に全力で取り組んでいるところである。

したがって、警察による通信の傍受は、法律の定める要件と手続に従って適正に実施されるものと考えており、御指摘のような通信傍受法の廃止又はその施行の凍結、延期等の措置を講じる必要はないと考えている。

高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

高レベル放射性廃棄物の処理処分に
関する
質問主意書

原子力発電所から毎年生み出される高レベル放射性廃棄物を最終的にどのように処理するか、具体的な計画はまだ立案されていない。通産省からは、高レベル放射性廃棄物の処理処分の考え方が示され、核燃料サイクル開発機構からは、高レベル放射性廃棄物に関する地層処分研究開発第二次取りまとめが「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」と題して発表された。来年には高レベル放射性廃棄物の最終処分についていよいよ立法化が行われる予定である。一方で、放射性廃棄物の処分地と目される地点からは、その地域及び周辺の人々から反対の声が上がっており、その声を無視して処分地の決定は行わないという確証が各地で行われている。このような背景の中で、政府方針とこれまでの各地との確認や約束はどのように関係し履行されていくのかについて疑問点が多いので、以下質問する。

一、二〇〇一年からの省庁再編に伴い、高レベル放射性廃棄物の処分事業及びそのための技術開発は経済産業省の所管となることだが、この「技術開発」には、核燃料サイクル開発機構が計画している幌延町の深地層研究所(仮称)における各種研究開発が含まれるか。

二、この深地層研究所に関連して科学技術庁が北海道知事に対し一九九八年一月一八日に行った回答(以下「回答」という。)についての責任

は、文部科学省と経済産業省の共管として引き継ぐということだが、処分事業に関係するのであれば経済産業省、関係しないのであれば文部科学省と明確に分かれるはずである。この回答についての責任を、経済産業省が単独で引き継がない理由は何か。

三、北海道からの照会文では「道としては道内に放射性廃棄物を受け入れる意思はなく…」と、放射性廃棄物全般を対象にしているのに対し、回答は「高レベル放射性廃棄物の…」と限定的な答えとなっており、見方によっては高レベル放射性廃棄物以外の低レベル放射性廃棄物やTRU(超ウラン)元素廃棄物については受け入れに含みを持たせた回答とも受け取れる。そこで、私がこれについて「低レベル放射性廃棄物もTRU廃棄物も持ち込まないという意味か」という問い合わせをしたところ、「道内に低レベル放射性廃棄物が持ち込まれたり、道内が中間貯蔵施設や処分場の立地場所になることはない」という返事を得たが、TRU廃棄物については言及されていなかった。これはTRU廃棄物の持込みの可能性が否定できない趣旨と受け取ってよいのか。

四、回答は、将来にわたって北海道に高レベル廃棄物を持ち込まないことを約束した文書と受け取られている。これは、処分実施主体が行う「処分候補地」から「処分地」に至る一連の立地選定プロセスから北海道を除外したものと受け

取ってよいのか。

五、今後の処分場立地選定プロセスにおいて、北海道及び回答と同趣旨の見解が示された青森・岐阜両県と他府県とは、異なる扱いになると理解してよいのか。

六、回答によると、旧動燃で発生した放射性廃棄物は幌延以外で貯蔵することになっているが、どこで貯蔵するのか。現時点で、候補自治体はあるのか。

七、核燃料サイクル開発機構は、深地層研究所の研究実施区域について、処分実施主体に譲渡又は貸与することがあるか。

八、旧動燃の貯蔵工学センター計画にある「深地層試験場」と核燃料サイクル開発機構の深地層研究所は、試験目的や立地場所、対象地層が同じものであるか。

九、貯蔵工学センター候補地だった幌延町開進地区では、「地権者の要請」として、核燃料サイクル開発機構の予算を使い警備員の常駐が続いている。警備委託契約を始め、地権者との土地賃借契約、閉鎖された旧動燃事務所のリース契約も継続中であり、道民の間からは、「貯蔵工学センター計画は白紙に戻っていない」との疑惑を招いている。これらの契約が継続されている理由は何か。また、来年度以降、以上のような各種契約にかかわる予算計上を中止する意思はあるか。

右質問する。

平成十二年一月十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する質問に対する答弁書

一について

平成十三年一月六日から、文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)及び経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)に基づき、原子力政策のうち科学技術に関するものは文部科学省、エネルギーに関する原子力政策に関するものは経済産業省が所管することとなる。御指摘の高レベル放射性廃棄物の処分事業及びそのための技術開発に関する事務は、その対象とする高レベル放射性廃棄物の発生の原因となる活動の内容及び処分事業の様態等に応じて、文部科学省又は経済産業省が適切に所管することとなる。

また、御指摘の「技術開発」の事務の一部は、核燃料サイクル開発機構法昭和四十二年法律第七十三号。以下「機構法」という。)に基づき設立された核燃料サイクル開発機構(以下「機構」という。)が、機構法第二十四条第一項第一号二

の規定により、高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究に係る業務として行っているところである。

現在機構が北海道幌延町に建設を計画している深地層研究所(仮称)(以下「深地層研究所(仮称)」という。)の行う各種研究開発は、機構の実施する機構法第二十四条第一項第一号二の業務の一環である。

なお、機構は、平成十三年一月六日から、文部科学省及び経済産業省の共管となる。

二について

御指摘の科学技術庁長官が北海道知事に発出した「幌延町における深地層の研究について(回答)」(平成十年十二月十八日付け十原第二百三十三号。以下「回答」という。)については、その内容が、高レベル放射性廃棄物の発生の原因となる活動の内容及び処分事業の様態等にかかわらずすべての当該廃棄物の中間貯蔵施設及び処分場に関するものであることから、平成十三年一月六日から、文部科学省及び経済産業省が、回答の趣旨を踏まえて適切に対応することとなる。

三について

御指摘のTRU(超ウラン)核種を含む低レベル放射性廃棄物についても、北海道知事が科学技術庁長官に発出した照会文(平成十年十二月十五日付け資源第七百七十九号)において、「道内に放射性廃棄物を受け入れる意思がなく、放射性廃棄物の中間貯蔵施設や処分場を受け入れ

る意思はない」としている下では、北海道内に持ち込まれたり、北海道内が当該廃棄物の中間貯蔵施設や処分場の立地場所になることはないものと考えている。

四及び五について

回答では、「北海道知事をはじめとする地元が中間貯蔵施設及び処分場を受け入れない意思を表明されているものでは、北海道内が高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び処分場の立地場所になることはないものであります。」としている。

また、科学技術庁長官が青森県知事に発出した「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について(平成七年四月二十五日付け七原第五十三号)では、「知事の下承なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約します。」と、同じく科学技術庁長官が岐阜県知事に発出した「動力炉・核燃料開発事業団東濃地科学センターが推進する地層科学研究について(回答)」(平成十年九月十八日付け十原第六百六十三号)では、「貴職をはじめとする地元が処分場を受け入れる意思がないことを表明されている状況においては、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分地となることはないものであることを確約します。」としている。

以上の回答等の内容について、現在も、その方針に変更はない。

なお、御指摘の高レベル放射性廃棄物の処分

場の立地における三道県以外の都府県の取扱いについては、今後、適切に対応してまいりたい。

六について

機構から発生する高レベル放射性廃棄物については、現在、機構東海事業所再処理センター内において安全に管理されている。また、当該高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設については、機構において、貯蔵等の技術的検討及び立地についての調査検討を行っているところである。

なお、高レベル放射性廃棄物以外の低レベル放射性廃棄物については、機構の当該廃棄物を排出した施設等の敷地内において、安全に管理されている。

七について

深地層研究所(仮称)計画では、我が国における地下深部についての学術的研究に寄与できる開かれた研究の場として研究施設を整備し、広く内外から研究者の参画を得て総合的に研究を進めていくこととしているが、研究活動を行っている段階で、処分実施主体に対して、研究施設を譲渡又は貸与することは考えていない。

また、研究活動が終了した後の同施設の取扱については、地元との協議により決定することとしている。

八について

旧動力炉・核燃料開発事業団の貯蔵工学セン

ター計画の一環として予定されていた深地層試験場(以下「深地層試験場」という。)では、地下坑道を掘削した後、地下深部において、地層処分された高レベル放射性廃棄物中の放射性物質が、地下水等によって人間環境に運ばれることを抑制するための仕組みである天然バリア及び人工バリアの研究を重点的に行うこととしていた。一方、深地層研究所(仮称)では、地表からの調査研究並びに掘削中及び掘削後の坑道を利用した調査研究を段階的に進展させ、地質構造、岩盤、地下水等の地下深部の地質環境調査手法を体系的に確立することも目的としている。また、両研究施設は、共に堆積岩及び塩水系の地下水を研究対象としている。

なお、深地層試験場は、幌延町字開進に建設する予定であったが、深地層研究所(仮称)の立地場所は、今後実施される地上調査の結果を踏まえて決定する予定である。

九について

平成十年二月に、貯蔵工学センター計画を取りやめたことに伴い、旧動力炉・核燃料開発事業団は、同計画の推進のために設置していた幌延連絡所を閉鎖することを決定した。しかし、幌延町からの要望を踏まえ、それまで同町内に設置していた気象観測装置は撤去せず、同町への気象情報の提供を目的として、気象観測を継続することとした。そのため、気象観測に必要な機材等が設置されている幌延連絡所の建物及

び土地の賃貸借契約並びに同町字開進に設置されている気象観測装置の用地の使用貸借契約を継続してきている。

また、当該気象観測装置が設置されている貯蔵工学センター建設候補地の一部であった土地の所有者から機構に対し、第三者による不法な侵入を防止する観点から警備継続の要請があり、機構では、当該要請にこたえ、当該土地の警備委託契約を締結し、警備を引き続き行っているところである。

機構は、今後とも地元からの要望を踏まえて、気象観測及び警備を継続することとしており、そのために必要な経費を予算措置することとしている。

BNFLデータ捏造事件に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

BNFLデータ捏造事件に関する質問主意書

書
関西電力(以下「関電」という。)高浜原発三、四号機のプルサーマル用MOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料は、イギリスのBNFL社

で加工が行われたが、今年九月、三号機用MOX燃料に検査データの捏造のあったことが、内部告発で発覚し、通産省はこの燃料の作り直しを指示した。四号機用は問題なしとされ、そのまま装荷されようとしているが、関西の市民グループから、四号機用のMOX燃料についても、採取検査におけるデータ捏造の可能性が高いという指摘が行われた。

この指摘は、MOX燃料ペレットの外径に関する全数自動計測データと採取検査のデータを比較したところ、四号機用にも明らかに捏造が行われたと見られるデータがあるというものである。通産省は、このような指摘があることを知りながら、市民団体が行ったようなデータ比較も行わず、関電の調査報告書を妥当とする判断を下した。これでは政府が原子力の安全性を確保できるとはとも言えない。

今回のデータ捏造問題は、原電工株式会社(輸送容器(レジン)データ捏造・改ざん問題と全く同じである。書類さえ揃っていれば、データが捏造・改ざんされていても「許可」されるという安全審査体制の問題点がまたしても浮き彫りにされた。

原電工株式会社の時も内部告発がなければ、何ら問題にはならなかった。今回もBNFLからの報告がなければ、高浜三号機の燃料は何の問題もなく日本の安全審査と安全確認はパスしていたはずである。今また、高浜四号機の燃料が、そ

のまま装荷されようとしている。現在の所管官庁の安全審査と安全確認体制に疑義があるので以下、質問する。

一、品質管理と品質保証について

MOX燃料製造においては、材質・寸法などの保証はもちろんのことプルトニウムの混合比率、混合方法など、製造工程における品質管理と品質保証は安全上不可欠である。これらは設置変更申請書の添付書類、MOX燃料の設計・仕様に明記されていなければならない。仕様通りの製造は、品質管理プログラム(工程管理・手順書など)によって保証される。

1、事業者の加工契約においては、ペレットの自動測定と採取検査のダブルチェックをクリアしたロットのみを合格とし「品質管理認定書」を作成する。つまり自動測定と採取検査が適正になされない限り、BNFLの「品質保証」はなされないのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

2、ペレットの採取検査データの捏造があったという事実は、ペレット製造工程すべてに対する疑義となる。ペレット製造工程における混合比などのデータ捏造・改ざん疑義がないことを、データのチェックのみによって立証するには無理がある。少なくとも安全上からは、ペレットの製造をやり直すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

3、採取検査体制そのものでマニュアル違反と

捏造事件が起きたのであるから、採取検査を再度やり直すべきである。捏造を認めた検査員A氏は、「測定は単純作業であり、全数測定を行っているものを再度測定するのは非生産的だった。測定を省略し、時間を短縮したかった。」と証言している。自動測定をしているのであるから採取検査は非生産的であり、不必要であるとの認識が動機となっている。採取検査は必要だとの認識は、A氏だけでなく、A氏と同様に捏造を認めた検査員B・C氏とそれぞれと一緒に作業をしていた記録員にもあったのではないのか。この原因は、採取検査を軽視するBNFLの品質管理教育にあるのではないのか。所管官庁は、採取検査のやり直しを指導するべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

4、今回のMOX燃料は、通産省の安全審査(設計仕様)の認可を受けることなく製造開始されたものである。本来、製造前に工程管理、品質保証などについての確認や指導を行い、設計仕様の安全審査を受け認可後に製造すべきであると考え、製造してしまっただけから、設計仕様、製造工程の指導はできない。海外における製造だとしても、安全審査と認可を受けた後に製造開始するように指導できなかったのは、なぜ、製造前の申請を指導しなかったのか、その理由を示されたい。

二、関電最終報告について

通産省は、関電の最終報告を妥当としており、高浜四号機分の検査データには不正がないとする最終報告を追認している。

1、九月一四日の関電のプレス発表では、データ捏造のロット数は一一ロットであった。しかし、九月二日の関電のプレス発表では、新たに一一ロットの捏造が発覚して捏造ロット数は合計二二ロットとなった。データを捏造した二二ロットの内訳は、A氏の関与が一八ロット、B・C氏の関与が四ロットである。最初にA氏の捏造が発覚しているのであるから、当初発表一八ロット、新たに四ロットの捏造発覚で四二ロットの追加発表が自然である。新たに一一ロットの捏造発覚は不自然である。なぜ、新たに一一ロットもの捏造が発覚したのか明らかにされたい。

2、捏造の方法について

最終報告では、捏造の方法を単純な大量データのコピー流用に「限定」している。しかし、捏造の動機である時間の短縮と採取検査の軽視からは、捏造の方法の可能性は単純な大量データのコピー流用以外にもあり得る。時間短縮が動機だとすれば、データの単純な大量コピーだけでなく、データのランダム流用、データの部分コピー、データの捏造などの可能性も否定できない。

また、採取検査でスペックアウトの検査

データの捏造と改ざんも、時間が短縮され、生産性がある。なぜなら、ロット自体の不合格を防ぐことになるからである。特に、採取検査を軽視していれば、スペックアウトデータの捏造・改ざんの可能性を否定することはできない。

以上のような方法が考え得るにもかかわらず、捏造の方法は単純な大量データのコピー流用以外にないとするのはなぜか。

3、捏造ロットの調査方法について

BNFLは、採取検査におけるデータの捏造を二二ロットのみとし、他のロットではデータの捏造はないと結論した。関電もこれを追認している。その調査方法は、採取検査におけるペレット番号一から二二〇までのデータ値を、直前に検査をしたデータと平行比較し、一致個数が約一四〇以上をデータ捏造ロットと「限定」したものである。

しかし、この調査方法では、一から二二〇番までのデータ値を単純に「平行利用した場合にはのみ判明する。一から二二〇番までのデータ値を二二〇から一番へ流用したり、ランダムに流用した場合には、検査データを捏造したロットの発見は不可能である。

このような不完全な調査方法によって、二二ロット以外のロットではデータ捏造はないとする結論は到底認められない。このような「単純な調査方法で充分だと考えるのか。も

し充分だとするなら、その理由を示されたい。

4、ペレット外径検査以外の検査データの調査方法も、検査データ値の平行比較であり不完全な調査方法である。このような調査方法で、データの捏造あるいは改ざんが行われていなかったと言えるのか、政府の見解を示されたい。

三、今回の捏造事件の根底には、採取検査の軽視という問題がある。自動測定によりペレット仕様値内であるから安全であるとするならば、採取検査の意味を否定することになり、ひいてはダブルチェックによる安全確認を否定することにもなると考える。実際に、採取検査によってスペックアウトするペレットのあることは関電も認めるところである。採取検査において六個のスペックアウトがあれば、ロット不合格とする安全基準を設けている。そうであるならば、自動測定のみで安全は確認されているとは言えない。政府は、ダブルチェックではなく自動測定のみで確認で、高浜四号機のペレットの安全性は確認されたと言いきるのか。

四、ペレットの採取検査データが捏造されたという「事実」はあつてはならないことで、BNFLの「品質保証」が保証にはならないということである。このことはペレットの寸法のみの問題ではなく、品質管理プログラムの信頼性とBNFLの品質保証体制の信頼性が崩壊したことを意味する。

味する。事業者に対して、BNFLとの取引停止を指導するべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十二年一月二十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出BNFLデータ捏造事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出BNFLデータ捏造事件に関する質問に対する答弁書

一について

具体的にどのような場合にプリティッシュ・ニュークリア・フュエル・ピーエルシー(以下「BNFL社」という。)によりウラン・プルトニウム混合酸化物(以下「MOX」という。)燃料体の品質保証がなされるかについては、BNFL社と相手方との間の契約によって定まるものであると理解しているが、BNFL社において、MOX燃料ペレットの外径の採取検査は、契約上求められている品質を保証するために、行っており、MOX燃料ペレットの外径の全数自動測定は、製造工程を管理するために行っているものと承知している。

一の2について

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)においては、平成十一年十二月に高浜発電所第四号機(以下「高浜四号機」という。)用のMOX燃料ペレットの外径の検査データに新たな不正が見つかったなどとして、高浜四号機用に輸入した八本のMOX燃料集合体すべての使用を中止し、同月十六日付けで、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第五十一条第三項の規定に基づく検査の申請を取り下げており、政府としては、MOX燃料ペレットの製造をやり直すか否かを含め、高浜四号機用のMOX燃料体としていかなるものを使用するかについては、今後、関西電力において検討することとなると承知している。

一の3について

関西電力においては、高浜四号機用のMOX燃料ペレットの外径の検査データに新たな不正が見つかったなどとして、高浜四号機用に輸入した八本のMOX燃料集合体すべての使用を中止し、平成十一年十二月十六日付けで、電気事業法第五十一条第三項の規定に基づく検査の申請を取り下げており、政府としては、現時点においては、当該MOX燃料ペレットの外径の抜取検査を改めて実施するよう指導する必要があると考えている。

一の4について

BNFL社から輸入した高浜四号機用のMO

X燃料体は、電気事業法第五十一条第三項に規定する輸入した燃料体に該当し、加工の工程ごとに検査することが困難であるため、検査は完成品について行うこととしているが、同項に基づく検査の申請の際、燃料体の耐熱性等に関する説明書や燃料材等の試験結果の資料等を添付させることにより、設計及び加工工程について、発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十三号)との適合性を確認することが可能となっていることから、御指摘のような当該MOX燃料体の製造前の申請を指導しなかったことに問題はなかったものと考えている。

二の1について

関西電力からは、平成十一年九月十四日においては、その時までに実施されたBNFL社の調査結果に基づき、検査データに不正の疑いのあるMOX燃料ペレットは十一ロットと発表し、その後、BNFL社及び関西電力等による更に対象範囲を拡大して行われた調査により、新たにMOX燃料ペレットの外径の検査データに不正が確認されたため、同月二十一日においては、検査データに不正が確認されたMOX燃料ペレットは二十二ロットと発表したものと聞いている。

二の2及び3について

当初、関西電力においては、BNFL社での検査員からの事情聴取により不正の方法が明確

に特定されたと判断し、この不正の手法に着目して調査を行ったものと理解しているが、その後、MOX燃料ペレットの外径の検査データに今まで確認していた手法とは異なる手法による新たな不正が確認されており、通商産業省において、関西電力に対し、詳細な報告を求めるとともに、英国政府に対し、検査データの不正に関する事実の全体像について明らかにすることを求めている。

二の4について

MOX燃料ペレットの外径の検査データに今まで確認していた手法とは異なる手法による新たな不正が確認されており、MOX燃料ペレットの外径以外の検査データについても、通商産業省において、関西電力に対し、詳細な報告を求めている。

三について

関西電力においては、MOX燃料ペレットの外径については、抜取検査により契約上求められている品質を満たすか否かを確認することとしているが、高浜四号機用のMOX燃料ペレットの外径の検査データに新たな不正が見つかったなどとして、高浜四号機用に輸入した八本のMOX燃料集合体すべての使用を中止し、平成十一年十二月十六日付けで、電気事業法第五十一条第三項の規定に基づく検査の申請を取り下

四について

関西電力においては、外径の検査データに不正が確認された二十二ロット分のMOX燃料ペレットは、今後高浜発電所第三号機用のMOX燃料体としては使用せず、また、高浜四号機用のMOX燃料ペレットについても、その外径の検査データに新たな不正が確認されたため、電気事業法第五十一条第三項の規定に基づく検査の申請を取り下けている。

政府としては、今後、関西電力及びBNFL社において、十分な調査が行われるとともに、再発防止のための対策が講じられることが必要と考えており、その状況を注視してまいりたい。また、英国政府が行う調査についても、その状況を注視してまいりたい。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案(継続案件)
任意後見契約に関する法律案(継続案件)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(継続案件)
後見登記等に関する法律案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

法務委員長 風間 昶
参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

四法律案については、第四百四十五回国会において、趣旨説明を聴取し、閉会後においても、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

文教・科学委員長 佐藤 泰三

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本法律案については、第四百四十五回国会において、趣旨説明を聴取し、同閉会中において、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

議院運営委員長 西田 吉宏

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本法律案については、第四百四十五回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

総務委員長 小川 勝也

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第四百四十五回国会開会中、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案について野中内閣官房長官から説明を聴取した。また、総理府関係の施策について野中内閣官房長官から、総務庁の基本方針について太田総務庁長官からそれぞれ所信を聴取するとともに、平成十一年度内閣、総理府関係予算について野中内閣官房長官から、平成十一年度総務庁関係予算について太田総務庁長官から、平成十一年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴取した。

また、中央省庁改革の目的に関する件、国旗及び国歌法制化の検討に関する件、情報公開制度の

経過の概要

諸問題に関する件、叙勲制度の運用に関する件、経済戦略会議答申の推進に関する件等について野中内閣官房長官、太田総務庁長官及び政府委員に對し質疑を行った。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

法務委員長 風間 昶

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第四百四十五回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査に関し、法務行政の基本方針について陣内法務大臣から所信を、平成十一年度海難審判庁業務概況について政府委員から説明を聴取するとともに、平成十一年度法務省、裁判所及び海難審判庁関係予算について政府委員及び最高裁判所長官代理者から説明を、また、前東京高等検察庁検事長に関する調査結果について政府委員から報告を、それぞれ聴取し、法務行政の基本方針、海難審判庁の業務概況、前東京高等検察庁検事長に関する調査結果、

経過の概要

薬物・銃器・集団密航等に関する暴力団犯罪の動向、人権擁護行政の推進、オウム真理教の現状、競売物件の情報提供、法務省による報道機関に対する要請、警察署の公金支出問題、過激派の動向、暴力団と金融機関との関係等について陣内法務大臣、政府委員、最高裁判所長官代理者及び海難審判庁当局に對し質疑を行った。

閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

地方行政・警察委員長 和田 洋子

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の一環として、第四百四十五回国会開会中において、左記の事項に関し、野田国務大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、質疑を行った。

なお、地方財政の拡充強化に関する決議を行った。また、同国会閉会後においては、関係資料の収

集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

記

一、地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件

一、平成十一年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件

一、平成十一年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件

一、平成十一年度の地方財政計画に関する件

調査報告書

外交、防衛等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

外交・防衛委員長 矢野 哲朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、外交、防衛等に関し、高村外務大臣から外交の基本方針、野呂田防衛庁長官から国の防衛の基本方針についてそれぞれ所信を聴取し、外交の基本方針、国の防衛の基本方針、新ガイドライン関連法案、有事法制、我が国の北朝鮮政策、日韓首脳会談、NECの政治献金、能登半島沖の不審船、コソヴォ問題等の諸問題について、高村外務大臣、野

平成十二年二月十五日 参議院会議録追録 調査報告書(継続事件)

呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行うとともに、欧州諸国の政治・経済等について高島特命全権大使オーストリア国駐劄、久米特命全権大使ドイツ国駐劄、糠澤特命全権大使ハンガリー国駐劄、林特命全権大使連合王国駐劄、都甲特命全権大使ロシア国駐劄及び政府委員から説明を聴取し、質疑を行う等の調査を行った。

調査報告書

財政及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

財政・金融委員長 平田 健二

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、第百四十四回国会において説明を聴取した日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書について日本銀行総裁等に対し質疑を行った。また、財政及び金融等の基本施策について大蔵大臣より所信を聴取するとともに、今後の景気回復の見通し、公的資金投入に伴う金融機関の経営責任等の諸問題について、大蔵大臣、金融再生委員会委員長及び関係当局に対し質

疑を行った。さらに、六月に提出された日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書について日本銀行総裁より説明を聴取するとともに、同報告書に関する件、日本債券信用銀行問題に関する件、預金保険制度等に関する件等について、大蔵大臣、金融再生委員会委員長、関係当局及び日本銀行総裁等に対し質疑を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後においても、資料の収集に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化、学術及び科学技術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

文教・科学委員長 佐藤 泰三

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中において、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査に関し、文部大臣及び科学技術庁長官の所信を聴取するとともに、心の教育に関する今後の方針、三十人学級と教職員定数改善計画、外国人学校卒業生の大学受験資格、国旗・国歌の指導の状況及

びその在り方、長野オリンピック招致疑惑、アメリカン問題、私立高等学校における授業料滞納等による中退の実態及び対策、危険校舎の改修、校長の任用資格、教育改革と教育基本法改正の必要性、授業料の公私間格差、科学技術行政と学術行政の連携、情報収集衛星の概要、使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題、科学技術の評価制度等の諸問題について、文部大臣、科学技術庁長官及び関係政府当局に対して質疑を行った。

また、同閉会中においても、引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

国民福祉委員長 狩野 安

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中において、厚生行政の基本施策、平成十一年度厚生省関係予算、介護保険、脳死臓器移植の実施状況と今後の検討課題、歯科医療の診療報酬の在り方、医療過疎地域における救急医療体制、障害者の移送補助システムの充実、医療事故の再発防止、卒後臨床研修の必修化、患者の権利擁護、障害者の雇

平成十二年二月十五日 参議院会議録追録 調査報告書(継続事件)

三六

用確保と精神障害者施策の充実、心停止後の腎臓と角膜の移植等の諸問題について、厚生大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。

また、閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

労働問題及び社会政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

労働・社会政策委員長 吉岡 吉典

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中において、労働問題及び社会政策に関する調査に関し、労働行政の基本施策について労働大臣から所信を、平成十一年度労働関係予算について政府委員から説明をそれぞれ聴取するとともに、最近の雇用失業情勢と今後の見通し、大企業の人員削減への対応策、雇用流動化政策の是非、七十七万人雇用創出策の内容と実現可能性、中高年求職者就職支援プロジェクトの内容、中小企業労働力確保法に基づく賃金助成制度のNPOへの適用の可能性等の諸問題について、労働大臣、政府委員に対し質疑を行った。また、現下の雇用失業情勢と雇

用対策に関する件について参考人から意見を聴取するとともに、今後の失業率の見通し、ワークシェアリング制度の検討の必要性、起業推進のための職業訓練の重要性等の諸問題について質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

農林水産委員長 若林 正俊

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、平成十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件について、農林水産大臣から所信を聴取し、政府に対し質疑を行ったほか、畜産物等の価格安定等に関する件について、政府に対し質疑を行った。なお、「畜産物価格等に関する決議」を行った。右のほか、開会中及び閉会後、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

経済・産業委員長 成瀬 守重

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、通商産業行政の基本施策、経済計画等の基本施策、景気対策の効果、石油公団問題、中小企業への貸し渋り対策、太陽光発電普及のための支援策、アジア諸国への金融支援策、循環型経済システムの構築、原子力政策の在り方、情報家電産業に対する支援策等の諸問題について政府関係者に対し質疑を行った。

閉会後においては、東海村核燃料加工施設事故に関する件について科学技術庁長官及び科学技術庁当局から報告を聴取した後、政府関係者及び参考人に対し質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

交通・情報通信委員長 齋藤 勤

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、運輸行政の基本施策について川崎運輸大臣から、郵政行政の基本施策について野田郵政大臣から所信を聴取し、公共事業等予備費五千億円の使途、自動車損害賠償責任保険再保険の在り方、二酸化炭素排出削減についての運輸省の対応、需給調整規制廃止に伴う鉄道事業の生活路線確保策、中央省庁再編に伴う総合交通政策の展望、国鉄長期債務の厚生年金移換分のJR追加負担の経緯、学校インターネットへの取組、放送デジタル化に伴う費用負担の在り方、NTTの分割・再編問題、情報バリアフリーへの取組、情報化推進における政府の役割等について、運輸大臣、郵政大臣及び政府当局に対し質疑を行った。また、山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剝落事故及び全日空六一便ハ イジャック事件について、運輸大臣から報告を聴取した後、両件、JR株式の売却とJR各社の完全民営化、チャイルドシートの普及促進策等につ

いて質疑を行った。

なお、超電導磁気浮上式鉄道の研究・開発状況の实情調査のため、山梨リニア実験センターへ、情報通信事業における不正アクセス対策等の实情調査のため、株式会社NTTデータ、ニフティ株式会社へ視察を行った。

閉会後においては、山陽新幹線コンクリート剥落事故について、二階運輸大臣及び参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国土整備及び環境保全等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

国土・環境委員長 石渡 清元

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、建設行政、国土行政、北海道開発行政及び環境行政の基本施策について関谷建設大臣・国土庁長官、川崎北海道開発庁長官及び真鍋環境庁長官からそれぞれ所信を聴取するとともに、公害等調整委員会の

業務について政府委員から説明を聴取したほか、建設行政、国土行政、北海道開発行政及び環境行政の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務に関する件、ダイオキシン対策に関する件、入札談合及び建設省の天下り問題に関する件、白神地域の保全に関する件、廃棄物処理等に関する件、神環境問題に関する件等について建設大臣、国土庁長官、北海道開発庁長官、環境庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

予算委員長 岡野 裕

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について、小淵内閣総理大臣、関係各大臣及び参考人等に対し質疑を行った。

また、開会中及び閉会後において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、そ

の対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

決算委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中及び同国会閉会後、表記の件に関し、平成八年度決算及び平成九年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは視察を行う等調査を進めてきたが、本件はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

行政監視委員長 浜田卓二郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、政府開発援助等について政府委員等に対し質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、委員相互間で意見交換を行った。さらに、ODA関係者との懇談、ODA関係施設の視察を行った。なお、政府開発援助に関する決議を行った。

以上のほか、防衛庁背任事件における四社事業関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告について足田会計検査院長、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。また、特殊法人及び公益法人等の問題、年金福祉事業団の概要及び特殊法人の財務内容に関する調査結果について政府委員から説明を聴取した。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

災害対策特別委員長 但馬 久美

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、災害対

策の基本施策に関する件及び平成十一年度防災関係予算に関する件について、関谷国土庁長官及び政府委員からそれぞれ所信及び説明を聴取するとともに、桜島火山対策に関する件、阪神・淡路大震災復興対策に関する件、地震防災対策に関する件、被災者の住宅再建支援等に関する件、防災体制の整備に関する件、平成十一年梅雨前線豪雨災害対策等に関する件、土砂災害対策に関する件、激甚災害の指定に関する件、災害危険地域での宅地開発規制等に関する件、災害弱者関連施設の防災対策に関する件、被災者支援対策に関する件、新湊川の洪水災害対策に関する件、都市部における地下空間洪水災害対策に関する件等について関谷国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

また、平成十一年梅雨前線豪雨による災害について、関谷国土庁長官から報告を聴取するとともに、その被害の実情調査のため、広島県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取した。

閉会後においては、平成十一年台風第十八号と前線にともなう大雨による災害について、その被害の実情調査のため、熊本県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取するとともに、中山国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。また、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 立木 洋

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中において、平成十一年度沖縄及び北方問題に関する施策について、高村外務大臣、太田総務庁長官及び野中沖繩開発庁長官から所信を聴取し、高村外務大臣、太田総務庁長官、野中沖繩開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。また、第百四十四回国会閉会後における委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

閉会後においては、北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のため、北海道に委員派遣を行った。

以上のほか、開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国会等の移転に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

国会等の移転に関する特別委員長 前川 忠夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、三重県、奈良県、京都府、滋賀県及び静岡県における国会等の移転に関する実情について派遣委員から報告を聴取した。また、国会等の移転に関する件について参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴取した。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行財政改革・税制等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

行財政改革・税制等に関する特別委員長 吉川 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中及び国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、本

件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

金融問題及び経済活性化に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

金融問題及び経済活性化に関する特別委員長 坂野 重信

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置するとともに、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について金融再生委員会委員長より説明を聴取し、金融再生委員会委員長、大蔵大臣及び関係当局等に対し質疑を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後においても資料の収集に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

日米防衛協力のための指針に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

日米防衛協力のための指
針に関する特別委員長 井上 吉夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本委員会は、第百四十五回国会開会中及び閉会後において、日米防衛協力のための指針に関する資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

国際問題に
関する調査会長 村上 正邦

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本調査会は、第百四十五回国会において、三年間にわたる調査活動のテーマである「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」のうち、アジアの安全保障、我が国外交の在り方、朝鮮半島情勢及びコソヴォ問題について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。八月三日、これらを含む第一年度の調査を取り

まとめた調査報告書(中間報告)を議長に提出し、同月六日、議院の会議において調査会長が報告を行った。

また、「東アジアにおける米国の安全保障政策」について、トーマス・S・フォーリー駐日アメリカ合衆国大使と懇談を行った。

なお、閉会後においては、理事を中心とした議員団が東アジアにおける安全保障及び国連問題に関する調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、議院からアメリカ合衆国及び大韓民国に派遣された。

以上のほか、資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活・経済に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

国民生活・経済に
関する調査会長 久保 亘

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本調査会は、第百四十五回国会開会中、次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成について、政府・参考人から説明・意見を聴取し質疑を行うと

ともに、委員派遣(鹿児島県及び宮崎県)による実情調査を行うなど鋭意調査を進めた。その結果、調査項目を少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に改め、八月四日、国民生活・経済に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出するとともに、八月六日議院の会議において調査会長が報告を行った。

また、閉会後において、国民生活・経済に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

共生社会に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成十一年十月二十八日

共生社会に
関する調査会長 石井 道子

参議院議長 斎藤 十朗殿

経過の概要

本調査会は、第百四十五回国会開会中、男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について、参考人及び政府当局から意見及び説明を聴取し質疑を行い、委員間の自由討議を行った。また、男女等共生社会に関する実情調査のため、徳島県及び

兵庫県に委員を派遣した。これらを踏まえ、本年六月三十日共生社会に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出するとともに、同年七月七日議院の会議において調査会長が報告を行った。

右のほか、開会中及び閉会後において、共生社会に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

平成十二年二月十五日 参議院会議録追録

四〇

明治三十五年三月二十二日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五	東京
二番四号	東京都港区虎ノ門二丁目
大藏省印刷局	
電 話	
03	(3587)
4294	
定 価	
(本体	本号一部
二二〇円	
三〇円	